

平成 23 年度
自己点検・評価報告書

関西福祉科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 「基準」ごとの自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	24
基準 3 経営・管理と財務	56
基準 4 自己点検・評価	70
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	75
基準 A 社会貢献	75
基準 B 豊かな人間性の教育	84

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 関西福祉科学大学の建学の精神・基本理念

(1) 建学の精神

平成 9 年開設の関西福祉科学大学の建学の精神・教育理念は、その母体である学校法人玉手山学園の建学の精神「感恩」を原点としている。

関西福祉科学大学を設置する玉手山学園の歴史は、昭和 17 年 4 月、山田藤一を理事長とする財団法人山田学園によって、ここ大阪柏原の地に玉手山高等女学校が設立されたことに始まる。天地万象の恩を感じ、恩に謝することをもって人生の哲理とした創立者山田藤一は学園の創設に当たって教育の原点を「感恩」に求め、「感恩」を生活の中に実践し得る女性の育成を学園の校是として掲げた。

爾来、学園は時代の変遷の中で幾多の厳しい試練を克服しつつ、たゆまぬ教育実践と不断の改革を重ね、幼稚園・高等学校・専門学校・短期大学・大学を擁する福祉・医療・保健衛生・教育の総合学園となり今日に至っている。その歴史において校是「感恩」は単なる標語や観念論としてではなく、学園建学の精神としてたゆみなき現代化、構造化が図られながら、今日まで脈々と受け継がれ学園の教育実践を支え続けている。

以下に、平成 22 年 11 月の理事会で再確認された、本学園及び本大学の経営、すべての教育研究活動の基盤となる理念である建学の精神「感恩」の意義を述べる。

関西福祉科学大学の建学の精神「感恩」

人はみな有形無形の数々の恩恵を享受し、今の自分がある。この偉大なほからいに目覚め、深い感動と感謝の念から発する豊かな心と情熱をもって、人の幸せを願い行動するとき、われわれは社会に貢献することができる。

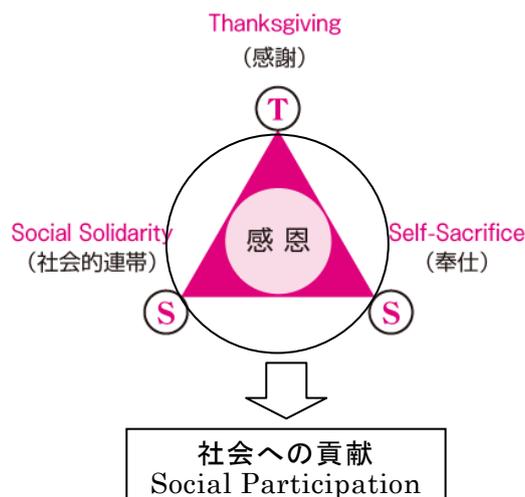
～「ありがとう」に出会い気づき、感動・感謝の行動から、

また新しい「ありがとう」が生み出されていく～

(「学生便覧」1 頁)

(2) 基本理念

学園建学の精神「感恩」を教育の中で具体化し、学生の気持ちの中に根付かせ社会人としての生活の礎とすることが関西福祉科学大学の基本理念である。感謝の念 Thanksgiving (T) に発し、人の幸せを念ずる心を涵養することにより社会的連帯 Social Solidarity (S) を感じ、奉仕 Self-Sacrifice (S) をいとわない思いが生じる。それは心の中に 1 つの T を頂点とし 2 つの S からなるトライアングルを作る。その視座で社会を、人間を考えるとときおのずから自分の生きていく方向が見え、そしてそれが社会への貢献 Social Participation につながる。



2. 関西福祉科学大学の目指す大学像

(1) 大学の使命・目的

関西福祉科学大学は、建学の精神「感恩」を体し、人の幸せを願う豊かな人間性と福祉科学の確かな知識・技術を持ち、21世紀の福祉社会構築に情熱をもって寄与し得る人材を育成する。

その達成に向け良質の教育実践と、活発な知的創造・研究活動を行う。

(2) 大学の教育理念

学園建学の精神「感恩」の構造化と具現化と、その実践を支える「臨床福祉」の精神、「豊かな人間性」が関西福祉科学大学の教育理念である。

「臨床福祉」とは「支援するもの」と「されるもの」が、互いの人格を認め合い、自らの将来に意欲を持って立ち向かうように支援することを意味するものであり、臨床福祉の精神が目指すものは単なる負の克服ではなく、より高次の積極的価値の生成である。

(3) 大学の教育目的・目標

福祉科学の知識・技術を体得し、建学の精神「感恩」に基づき、人の幸せを願う豊かなところで一人でも多くの人に明るい希望をもたらす福祉社会人の育成

～高い志、笑顔、あいさつ、優しさを大切にし、

臨床福祉の精神に支えられた福祉科学を実践する人材の育成

目を輝かせ夢を語り合える大学～

(4) 大学の個性・特色

本学は、専門的職業人の育成を主たる目的とする福祉系の大学であり、教育理念の柱である「臨床福祉」の精神の下、教育を第一義として「確かな教育力」と「あふれ

る情熱」を大切にしている。教育力向上を常に目指し、FD活動や教職員の新人事制度を通じた評価育成など、組織的な取り組みを活発かつ意欲的に実践している。また、良質な教育サービスの提供に必要な研究活動は、その成果を教育に還元させるものとしている。

加えて、学生数 3,000 人弱の比較的小規模の大学であることや、教員の情熱、明確な目的を持つ学生の志の高さにより、教員と学生の距離が非常に近く、きめの細かい実践的な指導がなされている。特に、福祉現場等での実習に力を注ぎ、現場の声・意見に真摯に耳を傾け、よりよい実習を常に目指し、現場のニーズにあった優秀な学生を送り出している。また、国家資格取得支援など、学生のキャリア支援を重視した教育を、積極的に全学体制で実践している。そのため、学生の専門職への就職率が非常に高くなっている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の沿革は以下の通りである。なお、大学に関する沿革はゴシック太文字で示す。

昭和 17 年 3 月	財団法人山田学園認可、玉手山高等女学校設置認可
昭和 23 年 4 月	学制改革により玉手山高等学校に改称
昭和 26 年 3 月	学校法人玉手山学園に組織変更
昭和 40 年 4 月	玉手山女子短期大学開設 玉手山女子短期大学附属幼稚園開設
昭和 41 年 10 月	玉手山女子短期大学を関西女子短期大学に改称 玉手山女子短期大学附属幼稚園を関西女子短期大学附属幼稚園に改称
昭和 45 年 4 月	関西女子短期大学附属歯科技工士学院開設 (昭和 56 年 4 月 関西女子医療技術専門学校へ移行開設)
昭和 49 年 4 月	玉手山高等学校を関西女子短期大学附属高等学校に改称
昭和 56 年 4 月	関西女子医療技術専門学校開設
平成 9 年 4 月	関西福祉科学大学開設 社会福祉学部社会福祉学科設置
平成 10 年 4 月	関西女子短期大学附属高等学校を関西福祉科学大学高等学校に改称 関西女子医療技術専門学校を関西医療技術専門学校に改称
平成 13 年 4 月	関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科臨床福祉学専攻(修士課程(現在は博士前期課程))設置
平成 15 年 4 月	関西福祉科学大学 社会福祉学部臨床心理学科設置 関西福祉科学大学 健康福祉学部健康科学科・福祉栄養学科設置 関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科心理臨床学専攻(修士課程)設置 関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科臨床福祉学専攻(博士後期課程)設置
平成 17 年 4 月	関西女子短期大学 歯科衛生学科設置(コースから学科へ)
平成 19 年 4 月	関西福祉科学大学 社会福祉学部社会福祉学科保育士養成課程設置
平成 22 年 4 月	関西福祉科学大学 特別支援教育専攻科設置
平成 23 年 4 月	関西福祉科学大学 保健医療学部 リハビリテーション学科(理学療法学専攻/作業療法学専攻)設置 関西福祉科学大学 社会福祉学部臨床心理学科保育士養成課程設置 関西女子短期大学 医療秘書学科設置 関西女子短期大学 医療秘書学専攻科設置

2. 本学の現況

(1) 大学名

関西福祉科学大学

(2) 所在地

大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目11番1号

(3) 学部等の構成

【学部】

学部名	学科名	コース名・専攻名
社会福祉学部	社会福祉学科	臨床福祉コース
		総合福祉コース
	臨床心理学科	心理臨床コース
		心理・子ども学コース
健康福祉学部	健康科学科	産業保健コース
		保健・養護コース
	福祉栄養学科	管理栄養士・栄養管理/栄養指導コース
		管理栄養士・食品管理/食育コース
保健医療学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻
		作業療法学専攻

【専攻科】

専攻科名	専攻名
特別支援教育専攻科	特別支援教育専攻

【大学院】

研究科名	専攻名	課程
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	心理臨床学専攻	修士課程

(4) 学生数・教員数・職員数

・学生数（平成23年5月1日現在）

【大学】

学部・専攻科	学科・専攻	入学定員	編入学定員	取容定員	在学者数				
					1年生	2年生	3年生	4年生	計
社会福祉学部	社会福祉学科	240	40	1040	176	186	206	289	857
	臨床心理学科	100	20	440	57	69	109	138	373
健康福祉学部	健康科学科	90	10	380	79	66	72	86	303
	福祉栄養学科	80	5	330	87	85	74	95	341
保健医療学部	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	80	/	320	87	—	—	—	87
	リハビリテーション学科 作業療法学専攻	40	/	160	43	—	—	—	43

関西福祉科学大学

【専攻科】

専攻科名	専攻名	入学定員	収容定員	在学者数
特別支援教育専攻科	特別支援教育専攻	40		9

【大学院】

研究科	専攻・課程	入学定員	収容定員	在学者数			
				1年生	2年生	3年生	計
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻 博士前期課程	20	40	8	12		20
	臨床福祉学専攻 博士後期課程	3	9	3	4	5	12
	心理臨床学専攻 修士課程	10	20	11	15		26

・教員数（平成23年5月1日現在）

【大学】

学部名	学科名	教授		准教授		講師		助教		助手		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
社会福祉学部	社会福祉学科	10	2	3	8	2	10	0	2	0	0	15	22
	臨床心理学科	8	1	2	5	0	4	0	0	0	0	10	10
健康福祉学部	健康科学科	7	1	1	2	2	4	0	0	0	0	10	7
	福祉栄養学科	7	1	4	3	0	1	0	0	0	0	11	5
保健医療学部	リハビリテーション学科	6	2	3	2	0	2	2	0	0	0	11	6
合 計		38	7	13	20	4	21	2	2	0	0	57	50

【専攻科】

専攻科名	専攻名	教授		准教授		講師		助教		助手		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
特別支援教育専攻科	特別支援教育専攻	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	1

※学部と兼務

【大学院】

研究科名	専攻名・課程	教授		准教授		講師		助教		助手		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻 (博士後期課程)	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
	臨床福祉学専攻 (博士前期課程)	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11	2
	心理臨床学専攻 (修士課程)	8	1	1	3	0	4	0	0	0	0	9	8
合 計		23	3	1	3	0	4	0	0	0	0	24	10

※学部と兼務

・職員数（平成23年5月1日現在）

区 分	人 数
正職員	58名
その他	52名
合 計	110名

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

(1) 1-1 の事実の説明

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・大学の目的は「学則」第1条で明文化しており、「本大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神『感恩』に基づき、専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力と豊かな人間性を培い、福祉社会の構築に貢献しうる専門的能力を有する人材を育成することを目的とする。」と規定している。
- ・大学の使命・目的、教育理念、教育目的・目標は、大学の「基本理念」（本報告書2頁参照）として「学生便覧」等で明文化しており、本項目は「大学案内」やホームページ等にも明記している。
- ・大学の使命・目的を記載するにあたり、建学の精神「感恩」について図を用いて概念の構造化をはかり、「感恩」の説明も簡潔に行っている。また、建学の精神を反映した大学の使命を明確化するとともに、それに即した教育理念及び教育目的・目標を述べている。
- ・教育目的の明確性では、「学生便覧」の学位授与の方針において「教育を受けた本学の学生は、福祉と健康に関する高度な知識と、実践的な技術を体得した専門的職業人として、福祉社会の構築に寄与するだけでなく、人の幸せを真に願う高い倫理性の持ち主として活躍すること」（「学生便覧」4頁参照）とし、具体的な目標を明示し、その達成をはかることの期待を述べている。
- ・「学生便覧」では、大学の基本理念の説明を受け、大学の使命・目的をより明確に具体化するため、各学部・学科単位に学位授与の方針及び教育課程の編成方針を述べている。
- ・大学の使命・目的を具現化した学位授与方針及び教育課程の編成方針に基づき、各学部・学科の教育目標を述べている。

《学部》

1) 社会福祉学部

- ・社会福祉学部の目的は、「学則」第3条第3項で明文化されており、「福祉人間学と臨床心理学を基盤とし、人々の幸せを追究する臨床福祉学の教育研究を行い、福祉社会の構築に貢献できる人材を育成する。」と規定している。
- ・社会福祉学部の教育目標は、「学生便覧」等において「臨床福祉の精神を培い、福祉と心理の科学的な知識と技術を修得し、人が幸せに生きる社会の構築に真摯に努める専門的な実践力を備えた人材を育成する。」と具体的な人材養成像を提示しながら明示している。

a) 社会福祉学科

- ・社会福祉学科の教育目的は、「学則」第3条第3項で明文化されており、「福祉社

会を実現するために必要な理論と技術を教授し、福祉に貢献できる専門的職業人を育成する。」と規定している。

- ・社会福祉学科の教育目標は、「学生便覧」等において「社会福祉の専門職は言うに及ばず、広く地域社会において福祉社会の構築に貢献できる実践力を身につけた人材養成」と明文化しており、そのための広い視野に立った社会福祉教育や学修プログラム、修得すべき能力や取得可能資格についても併せて具体的に言及している。
- ・「臨床福祉コース」の教育目標は、「大学案内」や「学生便覧」等において「ソーシャルワーカーとして社会福祉に貢献できる実践力を身につけた人材養成」と明文化しており、社会福祉実践に必要な専門知識や技術・技法、ソーシャルワーク専門職としての必要な人間形成等を含めた具体的な人材養成像を明示している。
- ・「総合福祉コース」の教育目標は、同様に「大学案内」や「学生便覧」等において「福祉社会に貢献できる実践力を身につけた人材養成」と明文化しており、社会福祉実践に必要な専門知識や技術・技法、幅広い分野での社会福祉の発信拠点として必要な人間形成等を含めた具体的な人材養成像を明示している。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科の目的は、「学則」第3条第3項で明文化されており、「心理学の理論と技術を教授し、人々を支援できる専門的職業人を育成する。」と規定している。
- ・臨床心理学科の教育目標は、「学生便覧」等において「福祉・教育・行政・産業・医療などの領域で、人の気持ちと立場を理解しつつ、こころの問題を解決し、人の能力を活かし、人間関係を調整することに役立つ人材の育成」と明文化しており、具体的な活動分野を明記するとともに具体的な人物像を明確にし、修得すべき知識・技法等についても言及している。
- ・「心理臨床コース」の教育目標は、「大学案内」や「学生便覧」等において「子どもから高齢者までを対象に、人の気持ちと立場を理解しつつ、こころの問題解決をめざし、人の能力を活かし、人間関係を調整するための資質を持った『こころ』の専門家を育成」と明文化しており、医療や家庭、職場などにおけるこころの問題解決をめざす専門家の育成について具体的に明示している。
- ・「心理・子ども学コース」の教育目標は、同様に「大学案内」や「学生便覧」等において「乳幼児と児童を中心としたこころの仕組みと発達を理解した上で、発達診断と発達支援の技法を学び、福祉の心をもって子どもたちの幸せと成長に貢献できる人材を育成」と明文化しており、発達支援や子育て支援に携わる人材の育成について具体的に明示している。

2) 健康福祉学部

- ・健康福祉学部の目的は、「学則」第3条第3項で明文化されており、「臨床福祉の精神に則り、人々が幸せな生活を送る基盤となる健康の保持・増進と食生活の指導・管理に資する教育研究を行い、福祉社会の構築に貢献できる人材を育成する。」と規定している。
- ・健康福祉学部の教育目標は、「学生便覧」等において「健康に関する理論と技術を修得し、これらを駆使して、福祉社会の構築に寄与する福祉のこころを有した専門的

職業人を育成」と具体的な人材養成像を提示しながら明示している。

a) 健康科学科

- ・健康科学科の目的は、「学則」第3条第3項で明文化されており、「健康に関わる理論と技術を教授し、トータルヘルスのリーダーとして活躍できる専門的職業人を育成する。」と規定している。
- ・健康科学科の教育目標は、「学生便覧」等において、健康・保健・福祉・医療に関する「トータルヘルス」の知識や専門的技術を修得するための教育を通じた養護教諭や第一種衛生管理者の育成と明示しており、これらに関連した専門知識や専門家として目指すべき人材像等についても言及している。
- ・「産業保健コース」の教育目標は、「大学案内」や「学生便覧」等において「健康・安全・衛生・福祉の4つの柱からなる知識と技術を修得し、働くすべての人の健康と安全を現場で実践する専門家を育成」と明文化しており、第一種衛生管理者としての目指すべき人材像を具体的に明示している。
- ・「保健・養護コース」の教育目標は、同様に「大学案内」や「学生便覧」等において「豊かな人間性と高い倫理感、幅広い教養に裏付けされた専門的知識、技術及び判断力を身につけ、養護教諭として社会に貢献できる人間の育成」と明文化しており、養護教諭としての目指すべき人材像を具体的に明示している。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科の目的は、「学則」第3条第3項で明文化されており、「食・栄養に関する理論と技術を教授し、人々を支援できる専門的職業人を育成する。」と規定している。
- ・福祉栄養学科の教育目標は、「学生便覧」等において「栄養や食品に関する基礎知識、栄養指導の実践技術力を修得することに重点をおき、あらゆるライフステージに対応できる管理栄養士の育成」と明文化しており、管理栄養士や多様な分野での栄養学のプロフェッショナルに求められる内容についても言及している。
- ・「管理栄養士・栄養管理／栄養指導コース」の教育目標は、「大学案内」や「学生便覧」等において「栄養管理、栄養指導などあらゆる分野でリーダーシップを発揮できる管理栄養士に必要な人材」「乳幼児から高齢者に至る各ライフステージにおいて食生活に起因する生活習慣病の予防、栄養教育、保健・福祉・医療機関での栄養指導・管理のスペシャリスト」の養成と明文化しており、そのための修得すべき専門的知識等についても具体的に明示している。
- ・「管理栄養士・食品管理／食育コース」の教育目標は、同様に「大学案内」や「学生便覧」等において「食品産業、食育指導などあらゆる分野でリーダーシップを発揮できる管理栄養士に必要な人材」、「食に関する産業分野において食品管理、食品開発あるいは社会における食育等のプロフェッショナルとして活躍する人材」の養成と明文化しており、そのための修得すべき専門的知識等についても具体的に明示している。

《特別支援教育専攻科》

- ・特別支援教育専攻科の目的は、「特別支援教育専攻科規程」第2条で明文化されており、「専攻科は、建学の精神『感恩』に基づき、専門の学芸を教授研究し、専門的能

力を有する人材を育成することを目的とする。」と規定している。

- ・特別支援教育専攻科の教育目標は、「学生便覧」等において「障がいの原因や程度にかかわらず、障がいをもつ人々は普通の人々と同等の人権と尊厳をもつことを認識している教員、また児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応した多様できめ細かな教育の展開を目途として、特別支援教育担当教員としての専門性を培い、地域の教育界等で活躍することのできる教員の育成」と明文化しており、そのために取り組む教育・研究についても言及している。

《大学院》

- ・大学院の目的は「大学院学則」第1条で明文化されており、「関西福祉科学大学大学院は、建学の精神『感恩』に基づき、福祉社会構築に関する幅広く奥深い教授研究を行い、福祉社会の諸分野において指導的役割を果たしうる人物並びに研究者を育成し、もって我が国の福祉社会構築に資することを目的とする。」と規定している。
- ・大学院の使命は、「建学の精神『感恩』を体し、人の幸せを願う豊かな人間性・情熱と、福祉科学の高度な知識と技術さらに学術研究能力を持ち、21世紀の福祉社会構築に寄与し得る人材を育成する」と規定している。
- ・大学院の教育理念は、「臨床福祉の概念」あるいは「臨床福祉の精神」を凝集したものであるとして提示している。
- ・建学の精神「感恩」、大学院の使命、教育理念「臨床福祉」の精神を明確に規定し、その実践である社会福祉学研究科の教育体系を具体的に示している。
- ・社会福祉学研究科に設置する各専攻・課程の目的は「大学院学則」第3条第4項で明文化されており、それぞれ以下の通り規定している。

a) 臨床福祉学専攻博士前期課程

- ・社会福祉の理論と知識を基礎に対人支援技術を身につけた臨床福祉の高度専門職業人の養成

b) 臨床福祉学専攻博士後期課程

- ・臨床福祉学の研究者と専門教育指導者の養成

c) 心理臨床学専攻修士課程

- ・臨床心理学を基礎に臨床支援のできる心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家の養成

1-1-② 簡潔な文章化

《学部》

- ・建学の精神については、建学時より受け継がれている「感恩」の文章に加え、現代の学生や社会が「感恩」の意味するものをより理解しやすいよう、「～『ありがとう』に出会い気づき、感動・感謝の行動から、また新しい『ありがとう』が生み出されていく～」という平易かつ簡潔な文章でも明示している。
- ・大学の使命・目的、教育理念、教育目的・目標は、それぞれの文中で建学の精神「感恩」について言及しており、建学の精神を基盤とした体系立った簡潔な文章で表現している。
- ・各学部・学科・コース及び専攻科の目的及び教育目標は、それぞれの上部組織の目

的及び教育目標を基盤として体系性を保ちながら、より具体的かつ簡潔明瞭に表現している。

- ・ 上述の通り、建学の精神を基盤に、大学全体の使命・目的からはじまり各学部・学科・コースの教育目標の説明に至るまで、簡潔かつ体系的な説明がなされており、それらは「学生便覧」や「大学案内」、大学ホームページ等で簡潔に文章化されている。
- ・ 各学部・学科・コースの教育目標では、育成すべき人材像を明確にした上で、人材育成のあり方や教育課程、教育内容をわかりやすく簡潔に説明している。

《大学院》

- ・ 大学院の使命は、文中で建学の精神「感恩」について言及しており、建学の精神を基盤とした体系立った簡潔な文章で表現している。
- ・ 「大学院案内」では、大学院のめざすものとして、「臨床福祉実践の高度専門職業人リーダー・研究者の養成」「人間の幸せを育て未来を拓く実践的福祉科学の探究・発信」とし、崇高な教育理念を踏まえて、研究科の使命と養成する人材像を簡潔かつ分かりやすく示している。

(2) 1-1 の自己評価

- ・ 大学設置基準第2条及び大学院設置基準第1条の2に基づき、学部・学科及び研究科・専攻ごとの人材の養成に関する目的や教育研究上の目的は、「学則」に規定した上で、その内容はそれらが目指すところについて、具体的な内容を提示しながら分かりやすい文章で明確かつ簡潔に文章化できている。
- ・ 特別支援教育専攻科においては、目的及び教育目標の文章構成が複層的であるため、より簡潔な表現に改善していく必要がある。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 臨床心理学科の教育目標の明確性をより高めるため、「学生便覧」での「心理・子ども学コース」の人材育成に関する記載について、本学科での資格取得の一つでの保育士資格をはっきりと明記し、「心理学の知識を備えた発達支援に携わる保育士の育成」というような、より具体的事象を前面に押し出すことを検討していく。
- ・ 特別支援教育専攻科の「学生便覧」における教育目標の記載について、文章をより簡潔な表記（箇条書き等）に変更することを検討していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

(1) 1-2 の事実の説明

1-2-① 個性・特色の明示

- ・ 各学部・学科の目的を「学則」に明記し、大学の使命、教育理念、教育目的・目標及び、学部・学科の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを「学生便覧」に記載し、学内に公表している。これらは、「大学案内」や本学のホー

ムページに公開し、学外にも公表している。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・幅広い社会福祉の学問領域や進路に鑑み、「臨床福祉コース」「総合福祉コース」の2コースを設置して、将来、福祉社会の構築に貢献できる人材を育成するための教育体制を採っており、この特色を学科及びコースの教育目標に明示している。
- ・取得を目指す社会福祉士、精神保健福祉士、保育士といった福祉関連国家資格を具体的に提示しながら、社会福祉学科での専門性の涵養について教育目標で言及している。

b) 臨床心理学科

- ・「心理臨床コース」「心理・子ども学コース」ごとに、それぞれが目指す育成人材の特色を教育目標に示している。
- ・学科の目的や教育目標で謳う育成人材の特色の具体は、ディプロマ・ポリシーで「認定心理士、保育士、精神保健福祉士などの資格の取得を奨励する」と詳細に記しており、学生が目指すべき将来とその可能性をはっきりと明示している。
- ・教育目標で「乳児から高齢者まで」を研究対象とすることを記しており、人の一生涯のこのころの問題を扱う学科の特色を明示している。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・福祉系の一分野として展開する本学科が重きを置いているのは、「働く人々」と「児童・生徒」を対象としたトータルヘルスに関する教育であることを教育目標で明示している。
- ・働く人々に対しては第一種衛生管理者、学校の児童・生徒に対しては養護教諭として、具体的に専門的な関わりができる人を養成することを特色として、教育目標に明示している。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科は「管理栄養士・栄養管理／栄養指導コース」「管理栄養士・食品管理／食育コース」の2コースを設置して、多様な職域で社会貢献できる教育体制を採っており、この特色を学科及びコースの教育目標に明示している。
- ・学科名称の通り、管理栄養士養成教育の一環で福祉に関連する教育を行っており、この特色は教育目標においても「福祉」を活躍する領域の一つとして明示している。

《特別支援教育専攻科》

- ・特別支援教育専攻科は、1年間の履修による特別支援学校教諭免許状（一種）の取得を特色としており、その目的や教育目標にも特別支援学校教諭に係る人材養成像をはっきりと明示している。

《大学院》

- ・社会福祉学研究科では、臨床福祉学専攻と心理臨床学専攻の2専攻を開設しているが、臨床の専門家として、人間の理解と援助という面で重なり合う部分も少なくな

い。そのため、社会福祉学と臨床心理学の2つの専門領域を活かし、専攻領域に集中しながらも専攻を越えて科目を履修し、一人ひとりのニーズに沿った修学ができることを特色としている。この特色の基盤となる概念は、教育理念として詳細に記されている。

- ・臨床福祉学専攻博士前期課程では昼夜開講制を敷いており、社会人を主対象とする至便な立地での夜間コースの開設が特色であるが、これは本専攻・課程の目的に示している「臨床福祉学の専門教育指導者」の養成を具現化したものである。
- ・心理臨床学専攻は、「日本臨床心理士資格認定協会認定」の第1種指定大学院であり、この特色は本専攻の目的に示している「臨床心理学を基礎に臨床支援のできる心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家」の養成を具現化したものである。

1-2-② 法令への適合

- ・各学部・学科の目的を「学則」に明記するとともに、大学の使命、教育理念、教育目的・目標及び、学部・学科の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを「学生便覧」に記載し、学内に公表している。
- ・「学則」「教育目標」「3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）」等、学校教育法施行規則第172条の2第1項及び2項に定められる教育研究活動に対して、本学のホームページに公開し、広く社会に公表するように努めている。

1-2-③ 変化への対応

- ・大学の使命、教育理念、教育目的・目標は、毎年度「大学評議会」において修正等の要否確認も含めて審議決定を行っている。平成22年度はこれらに加えて「3つの方針」の見直しも行い、「大学評議会」にて審議決定した。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・社会情勢に大きく影響を受ける社会福祉領域での活躍に対応できるよう、時代のニーズを敏感に察知し、学生自身が考える教育を目指している。

b) 臨床心理学科

- ・ディプロマ・ポリシーに「複雑化した時代にあって心の問題を深く理解できる人材育成を行う」としており、まさに今日的な日常場面のこころの問題へのフレキシブルな対応が出来ることを目指している。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・過労死やストレスなどによる高い自殺率といった社会問題を生み出している現在の労働環境に対し、本学科の使命と教育目的とはまさに合致している。また、教育現場においては児童・生徒のメンタルヘルスの問題があり、保健管理や保健教育を担う養護教諭の養成により今後の社会におけるニーズに応えることができる。

b) 福祉栄養学科

- ・卒業後の進路について、社会におけるニーズに応えるように対応を行っている。

《特別支援教育専攻科》

- ・文部科学省は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目途とした諸施策を展開している。専攻科の設置目的は特別支援学校教諭免許状を取得させることであることから、専攻科は、社会のニーズに対応して人材育成を図っているということがいえる。

《大学院》

- ・建学の精神「感恩」に基づく使命・目的、教育目的は日々改定するものではないが、大学院設置基準の改正等に合わせた改定のほか、「大学院案内」や学生便覧に記載する表現については、より時代に即したわかりやすいものとするよう毎年見直している。

(2) 1-2 の自己評価

- ・使命・目的及び教育目的に関しては、法令の定めにも則り適切に定めており、かつ学内外に積極的に情報を公表している。
- ・「平成 23 年度事業計画」において、『教育目的・目標の共有実践』を重点施策とするなど、教職員への周知に努めている。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・学科の使命・目的及び教育目的は、学生便覧や大学ホームページなどに適切に明記し、公表するとともに、年度当初のオリエンテーションにおいて学年ごとに学生に説明し、周知徹底している。

b) 臨床心理学科

- ・学内に向けては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは「学生便覧」において、その個性・特色を学生に周知されるように、配慮している。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・学科の使命・目的及び教育目的は、学生便覧や大学ホームページなどに適切に明記し、公表している。
- ・実際に、卒業生の大半が第一種衛生管理者資格を取得し、働く人の安全を守るスキルを修得した人材の育成が実現できている。また、養護教諭の就職者数も増加してきており、学科の教育目的は適切であり、その効果が現われてきていると言える。

b) 福祉栄養学科

- ・学科の使命・目的及び教育目的は、学生便覧や大学ホームページなどに適切に明記し、公表している。

《特別支援教育専攻科》

- ・専攻科の設置目的、教育目標は、「学生便覧」や大学ホームページなどに適切に明記し、

公表している。

《大学院》

- ・使命・目的及び教育目的は、「学生便覧」や大学ホームページなどに適切に明記し、公表している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学の使命・目的はあらゆる機会を通し、絶えず明確に周知を図る努力をしていかねばならない。特に、建学の精神に基づく教育理念の検証を通し、各学科の具体的教育目標に具現化されていくよう取組まねばならない課題である。
- ・大所高所の立場に立った理念の検証及び再構築を不断に行っていくため、教育・研究だけではなく管理・運営面においてもその方向性に沿った改革を断行し得る新たな組織の構築が望まれる。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・現在明記されている学科の使命・目的、教育目的をさらに深化すべく継続した取り組みを行う。よって、新たな改善や向上方策は現在のところない。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科の目指すべき人材育成としては、現在においては何らかの心理学関連の職業を念頭においた教育を掲げているが、将来的にはリベラルアーツの視点から、心理学の知識をあらゆる社会において活用できるような教養人としての人材育成へと発展させていくべきものとする。
- ・目覚ましい日常社会の変化に対応すべく、また一層複雑化している社会のなかで生活する人のこころに対応できるよう、適宜カリキュラム等の見直しを行っていくべきである。
- ・ディプロマ・ポリシーにおいて、学生が目指すべき将来とその可能性が、資格という観点で記されているが、更に範囲を広げた可能性の探求とそれに見合う教育の提供の可能性を模索すべきである。
- ・「多様化する現代社会に適応する学生」が目指されているが、具体的にはどのような学生を育成するのか、またどのようにすれば目指す学生が育成されるのかについて、もう少し具体化すべきである。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・現在、学科の教育目的は適切に設定されており、特に改善に向けての将来計画はない。

b) 福祉栄養学科

- ・本学科は、厚生労働省の指定に従い適切に教育目的が設定されており、特に改善に向けての将来計画はない。

《特別支援教育専攻科》

- ・専攻科の教育課程は教育職員免許法の規定に準拠したものであり、開設授業科目等の

変更は文部科学省の新たな認可を要することから、専攻科レベルでは将来計画を構想しがたい状況にある。

《大学院》

- ・適切に教育目的が設定されており、特に改善に向けての将来計画はない。カリキュラムの見直しにより、時代に対応していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

(1) 1-3 の事実の説明

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

- ・大学の使命・目的に基づき、質の高い学士課程教育の実現に向けて3つの方針が策定された。
- ・どのような学生を受け入れ、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかを、全学を挙げて建学の精神を検証し、大学の使命・目的を再確認する中で、3つの方針として作り上げた。
- ・「教育開発支援センター協議会」で策定された原案について、「執行部会」で活発な検討を行うとともに、「学科会議」でも実質的議論を深め、「教授会」及び「大学評議会」で審議決定した。
- ・「学科会議」での実質的議論により、各学科の学位授与の方針、教育課程・実施の方針、入学者受入れの方針に大学の使命・目的が充分反映され、大学の個性・特色の根幹を社会に対しより詳細に周知することが可能となった。
- ・種々の会議での議論を通して、建学の精神、それを基礎とした大学の使命・目的が全学的に再確認できるとともに、3つの方針を策定する段階では更に教育理念の理解が促進され、大学構成員間の共通認識が形成されている。
- ・主たる会議では開催に先立ち、会議構成員により必ず大学の使命、教育理念及び教育目的・目標の唱和を行っている。この取組みは、全学構成員の支持を得て、数多くの会議に波及している。

1-3-② 学内外への周知

- ・建学の精神、大学の使命、教育理念及び教育目的・目標は、ホームページ、「大学案内」及び「学生便覧」にて明記し、学内外の周知に努めている。
- ・学内における主要教室、事務フロア、共同フロアには、建学の精神「感恩」の言葉とともに大学の使命を額にして掲載している。
- ・大学本館、学園2号館1階フロアでは、昼休みに毎日大学学生歌を流し、学生及び教職員の愛校精神の醸成に努めている。
- ・本学は総合的な福祉科学の教育と研究に特化した大学として、福祉の根幹にある人間性の涵養と実践教育の徹底を通じて福祉社会の構築に貢献できる専門的職業人を養成する大学であることを、学生、教職員に伝えている。
- ・大学主催の「新任教職員研修会」において、建学の精神と併せて大学の使命・目的を

説明している。

- ・ 学園すべての営為・教育実践の基盤となる建学の精神「感恩」・「学園の使命」・「学園職員の責務」については、「学園広報」、「学生便覧」、グループウェア（サイボウズ）への掲示、式典での明示、新任者への説明などで大学全教職員に伝えられている。そしてこの使命感は全教職員の共通の理解となっている。
- ・ 入学式・卒業式の学長式辞では、建学の精神と併せて、大学の使命・目的を述べ、学生、教職員への周知に努めている。
- ・ 毎年1月の「理事長所信表明」では、建学の精神と併せて、大学の使命・目的に言及し、全教職員への周知徹底を図っている。
- ・ 入学志願者に対しては、年間十数回実施するオープンキャンパスにおいて、建学の精神・教育理念とともに、大学の使命・目的を説明している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

- ・ 「2011年度版第1期学園中長期計画」が策定され、大学では「第2期学園中長期計画（大学部門）の策定」「カリキュラム改革」「大学の魅力（特長）発信」への着手が示されている。教育目的・目標「福祉科学の知識・技術を体得し、建学の精神『感恩』に基づき、人の幸せを願う豊かなところで一人でも多くの人に明るい希望をもたらす福祉社会人の育成」に向けて、福祉科学の知識・技術の体得のため「カリキュラム改革」を行い、人の幸せを願う豊かなところの福祉社会人の育成のために「大学の魅力」の検討を行っている。
- ・ 3つの方針は、「学則」第3条の3の「教育目的」と整合性を取りながら原案を作成し、「教育開発支援センター協議会」でその審議に基づき策定した。
- ・ 教育課程の編成方針では、専門性をもった倫理性の高い職業人を育成するために各学部・学科を置き、教育理念に沿って大学全体の方針として「幅広い知識と教養、基礎的なものの見方の体得」、「専門的な方法論や知識の体系的な理解」、「さまざまな角度から物事をみる能力の育成」、「一般的・汎用的な能力の体得」、「福祉社会で活躍し、貢献するための専門資格の取得」、「さまざまな問題解決や新しい価値の創造を行なう能力や姿勢の育成」などを各学部・学科共通で設定している。
- ・ 3つの方針と教育目的の点検は、次年度刊行物等での情報発信に向けた使命・目的及び教育目的の確認事項として、「事業計画」は教職員向け、「学生便覧」は在学生向け、「大学案内」は志願者向けとして「大学評議会」で確認された。また3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映がされていることも確認された。

《学部》

1) 社会福祉学科

a) 社会福祉学科

- ・ 学位授与の方針の中では「臨床福祉学の基礎的知識と専門的知識を有すると同時に、深い人間理解と高い倫理性」を獲得することとしており、「福祉社会を実現するために必要な理論と技術を教授」という教育目的が反映されている。
- ・ 教育課程の編成方針では、「社会福祉専門職や福祉社会におけるリーダーとして、地域社会に貢献できる幅広い教養と人間性に対する深い洞察力・福祉社会への熱

い思いと行動力をもった人材育成を行なう」とあるが、これは「学則」第3条の3の「福祉に貢献できる専門的職業人を育成する」が反映されている。

b) 臨床心理学科

- ・「第1期学園中長期計画」として、平成23年度より臨床心理学科に保育士養成課程を設置し、保育士として具体的に社会に役立つ人材を育成する体制が整い、本学使命の「福祉科学の確かな知識・技術を持ち、21世紀の福祉社会構築に寄与しう人材を育成する」に該当する部分において前進が見られた。
- ・学位授与の方針では、「こころの問題の支援に秀でた・・・、専門的職業人の育成」並びに「こころの問題を解決し、人間関係を調整し、多様化する現代社会で有能に活躍できる人材育成を行なう」点が、本学使命を臨床心理学の立場から具現化したものであると言える。
- ・教育課程の編成方針では、「実証的な根拠に基づいた理論と技法を教授し、こころの問題に精通する人材の育成を行なう」であるが、本学使命の「福祉科学の確かな知識・技術」を保証しようとするねらいの部分に該当しており、かつ「学則」第3条の3の「心理学の理論と技術を教授し、人々を支援できる専門職業人を育成する」が反映されている。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・「第1期学園中長期計画」の一環としては、平成22年度にコース制を導入し、コース分けの中でそれぞれの目標をより明確にするとともに、「学校と職場それぞれにおける専門性を持ったトータルヘルス・リーダーを育成することを目指している」ことをより明確化させた。
- ・学位授与の方針の中では、「健康、安全、疾病、障がいなどの予防について総合的知識を有し、学校での教育・保健指導、職場での健康・安全管理に関わる専門家」を育成することとしており、「健康に関わる理論と技術を教授」という教育目的が反映されている。
- ・教育課程の編成方針では、「高い志を有し、健康、安全、疾病、障がいなどの予防に詳しく、積極的に社会貢献ができる人材の育成を行なう」とあるが、これは「学則」第3条の3の「トータルヘルスのリーダーとして活躍できる専門的職業人を育成する」が反映されている。

b) 福祉栄養学科

- ・学位授与の方針では、「食品学、栄養学に関する知識、また、栄養指導の実践技術の修得を目指し、人生のあらゆるライフステージに対応できる専門的職業人」を育成することとしており、教育目的では「食・栄養に関する理論と技術を教授」という教育目的が反映されている。
- ・教育課程の編成方針は、「高い倫理性をもとに、食や栄養に関する専門家として、情熱をもって社会貢献ができる人材の育成を行なう」とあるが、これは「学則」第3条の3の「人々を支援できる専門的職業人を育成する」が反映されている。

《特別支援教育専攻科》

- ・「特別支援教育専攻科規程」第2条「目的」には、「建学の精神に基づき、専門の学

芸を教授研究し、専門能力を有する人材を育成する」と記してある。特別支援教育専攻科の教育課程は、教育職員免許法の定める基準に加えて、福祉系大学として卒業後の就労支援も視野に入れた教員養成を目指した観点に基づいている。

《大学院》

- ・「第1期学園中長期計画」では、新研究科設置が検討されている。
- ・「大学院学則」第1条「目的」には、「建学の精神『感恩』に基づき、福祉社会構築に幅広く奥深い教授研究を行い、福祉社会の諸分野において指導的役割を果たしうる人物並びに研究者を育成する」と記してある。しかし、3つの方針については、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」に準じたものであったため、3つの方針の作成検討はなされなかった。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・社会福祉学科で実施されている「基礎演習」において、「感恩」を理解させるプログラムを提供するなど、本学の使命である「建学の精神『感恩』を体し」に該当する教育組織が考慮され、構成されている。また、教育目的である「福祉科学の知識・技術を体得」するべく、演習ならびに実習の授業やそのための各種委員会、ワーキンググループ等が設置され、組織的に使命・目的及び教育目的と適合するよう構成されている。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科では平成23年度現在、医療臨床領域として教授4人と准教授2人、講師2人が、教育臨床領域として教授3人と准教授4人、講師1人がいる。そのほか、司法矯正領域に教授1人、基礎心理領域に教授1人、講師1人、保育技法に准教授1人がいる。本学科では、心理臨床の様々な活動領域における、根拠に基づいた理論的知識と支援技法を身につけさせることを教育目標にしているが、教育研究組織はそれをほぼ十分に可能とする構成であり整合性はとれている。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・健康科学科は健康・保健・福祉・医療に関するトータルヘルスの専門的知識を身につけ、児童・生徒・教職員の安心・安全と健康を守る教育者（養護教諭）の育成、及び企業で働くすべての人々の安全・衛生・健康管理者（第一種衛生管理者）として活躍できる専門家の育成を目指している。このような教育目的に沿って、健康科学科では、教授8名、准教授3名、講師6名で教育研究組織が構成されている。
- ・職場のストレスやメンタルヘルスといった問題の解決に向けて、就労者支援プログラム（EAP: Employee Assistance Program）についても学修する。
- ・本学の「EAP 研究所」は、労働者のメンタルヘルス問題の解決を臨床福祉学の理念と技術で追求する場として、平成16年に学外に開設された。同時に日本におけるEAPのパイオニアである「医療法人あけぼの会メンタルヘルスセンター」と提

携することにより、産学協同を実現した。

- ・「EAP 研究所」は、副所長及び研究員として健康福祉学部健康科学科の専任教員 2 人が関わっている。その他、研究員として他学科の専任教員 1 人、客員研究員として他大学の教員 1 人及び「医療法人あけぼの会メンタルヘルスセンター」の臨床心理士 1 人、TA (Teaching Assistant) 兼事務スタッフとして大学院修了者 3 人で構成されている。

b) 福祉栄養学科

- ・本学科は、厚生労働省の指定に従い専任教員 16 人で、使命・目的及び教育目的に沿って、教育研究組織が構成されている。

《特別支援教育専攻科》

- ・特別支援教育専攻科の教育目的と教育研究組織の構成に整合性はある。

《大学院》

- ・2 専攻 3 課程からなる本学の社会福祉学研究科は、そのいずれもが臨床福祉の視点から心理・福祉分野の高度専門家を養成することを目的としており、相互に密接な関連を持っている。その基本となるのは教育理念である臨床福祉の精神である。「からだ」のケアだけでなく相手の「こころ」を理解し、相手の真のニーズを知ること、そしてその上で互いが協力し合い、互いの幸せをめざす「臨床」関係をベースにした生活支援の理論と技術を学ぶという教育理念を共有している。

(2) 1-3 の自己評価

- ・3 つの方針についても、使命・目的及び教育目的と照合しながら各学科の方針を改訂している。
- ・大学の使命、教育理念及び教育目的・目標は、「教育開発支援センター協議会」にて検討を重ね、明確化された。また、3 つの方針策定時において各学科で活発な議論を行い、より具体化した教育内容へと結実させたことは評価できる。
- ・「学則」「大学案内」「学生便覧」にも明記しているように、建学の精神・大学の基本理念を踏まえた大学の使命・目的は明確に定められ、教職員にも周知されている。
- ・学内的には、教職員間で大学の使命、教育理念及び教育目的・目標の共通認識はできつつあり、学生間においても望むべき学生像を通じてより一層の理解の促進がはかられている。
- ・「学則」「学生便覧」などの印刷物、学内 LAN 事務システム、ホームページなどへの掲載、各種式典、会合、研修会での言及などにより、大学の使命・目的は大学全教職員に伝えられている。そして使命感は全教職員の共通の理解となっている。
- ・ホームページを通して、対外的に大学の使命、教育理念及び教育目的・目標は発信しているが、一方通行的なところもあり、社会的に周知徹底をはかり理解を促進するため、今後一定の工夫も考えていかねばならない。
- ・学外にも「大学案内」、大学ホームページへの掲載、オープンキャンパスや入試説明会、記念式典での言及などにより広く公表している。
- ・使命・目的を推進するための教育力の向上、そしてその成果を反映する学生の満足度の向上等は、教職員を集めての理事長の「年頭所信表明」、及び学長の「学長所信

表明」で必ず取り上げられ、学園の広報誌『玉手山学園広報』にも掲載され、学内の全教職員、全学生ばかりでなく学外へも発信されている。

- ・本学は、建学の精神を踏まえた、大学の使命・目的として、教育を重視し、充実した教育を行うことを大学の第一義の目的としていること、また、研究も教育に還元される研究であること、そしてそのことにより学生の満足度を高めることを全学的に推進している。これにより、大学の使命・目的については理解が行き届いている。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・社会福祉学科では、臨床福祉コース、総合福祉コースともに、使命・目的及び教育目的が3つの方針に反映されており、特段問題はないと考えられる。
- ・「基礎演習Ⅰ」において建学の精神「感恩」について理解を深めるプログラムを組み込んでいる。
- ・学科内のワーキンググループを中心に教育面における取り組みが活発に行われている。
- ・福祉関連の現場との連携を重視し、講義を演習、実習へとつなげ、より実践的な学びが出来るよう配慮されている。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科の心理・子ども学コースでは、保育士課程により社会に貢献する具体的な道筋を敷いている。しかし、心理臨床コースでは、大学院進学後の臨床心理士養成があるが、学士課程では社会に貢献する具体的な筋道を敷くには至っていない。
- ・高齢者を対象とした研究に携わる教員が3人いるが、高齢者心理学プロパーの専門教員はいない。産業臨床に実践面で携わる教員が2人いるが、やはり、産業心理学プロパーの教員はいない。整合性に差し障りはないとはいえ、このあたりが本学科の弱点であり、講義では本学健康科学科や他大学からの応援を得ている。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・健康科学科の使命・目的及び教育目的は、3つの方針に十分反映されているといえる。
- ・学科の教育目的に合致した教育研究組織を構成し、福祉社会の向上に貢献できる実践力を有する専門的職業人を育成するという、学部の全体としての教育目的にも適切な構成である。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科の使命・目的及び教育目的は、3つの方針に反映されているといえる。
- ・本学科は、厚生労働省の指導に従って2クラス制を厳守している関係で、専門科目担当教員の過剰な負担が強いられている。

《特別支援教育専攻科》

- ・特別支援教育専攻科の教育目的は特別支援学校教諭一種免許状の取得を可能とするものであり、特に問題は認められない。

- ・特別支援学校教諭一種免許状の取得資格を付与するものとして特別支援教育専攻科が設置された経緯を考慮すれば、本専攻科の教育目標と教員研究組織について、特別な問題は見いだせない。

《大学院》

- ・使命・目的及び教育目的を踏まえて、「第1期学園中長期計画」では、新研究科設置が検討されている。
- ・3つの方針は学士課程教育を対象としたものである。
- ・各科目担当教員の授業内容について相互点検をおこない、重複をなくし、空白部分が生じないようにすべきである。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・建学の精神に基づく大学の使命、教育理念及び教育目的・目標は、絶えず現代社会との相対化の中で現代化をはかっていかねばならない課題を有する。その課程を通して、より一層の概念の簡潔性は整理・明確化されなければならない。
- ・今後、大学の使命、教育理念及び教育目的・目標は、機会ある毎に社会に対し発信し続ける必要があり、より平易な表現で一般化していくことが求められている。
- ・教職員間では理解が十分であっても、学生への周知徹底という面では必ずしも十分ではない。学生に対してはさらなる具体的な方策を検討し周知徹底の強化に努める。
- ・3つの方針の「教育課程の編成方針」を使・命・目的及び教育目的と整合性をとりながら点検を行い、カリキュラム改革を実施していく。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・学士課程教育において求められるキャリアガイダンスを視野に入れた、一層の充実が必要だと思われる。
- ・時代に応じた福祉・保育専門職養成カリキュラムの変更に伴い、柔軟な対応を行っていく。
- ・より実践的な学びが出来るよう、演習科目及び実習科目のプログラムの充実を図っていく必要があり、現在プロジェクトチームを立ち上げ、検討中である。

b) 臨床心理学科

- ・学士課程での社会に向けた具体的筋道として、心理職公務員就職等に向けたキャリア教育の確立が急務である。
- ・高齢者臨床や産業臨床については、今後の人事において検討の必要がある。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・学校・職場での健康・安全管理に関わる専門家の育成を目的とし、学年間の有機的つながりを持たせたカリキュラムへの変更を行なう。
- ・健康福祉学部としての歴史は浅く、現在検討中の将来計画はない。したがって、入学から就職・進学までの安定した運営を目指し、それに専念している。
- ・平成22年度のコース制の導入にともない、学科内の専任教員をグループに分け、

専門分野ごとの教育集団を作ることによって教育効果の向上を図ることをめざしている。

- ・学内外に対し発信している内容が、受験生、在学生、保護者等において十分に浸透しているか否かのエビデンスが不十分である。今後は、そのようなエビデンスを得ることと、そのデータに基づきより効果的な発信の方法を検討することが望まれる。
- ・改善策としてはホームページの充実が望まれる。学科名や資格名で検索をしても、大学のサイトが抽出されない点は改善の余地がある。また、学科紹介の中で、それぞれの資格について、詳細な説明文を添付することも周知徹底の改善策であると考えられる。

b) 福祉栄養学科

- ・本学科に対して、バランスの取れた授業負担の改善が求められる。

《特別支援教育専攻科》

- ・特別支援教育専攻科では、特別支援教育職員一種免許状（知的障害、肢体不自由、身体虚弱を含む病弱）の取得資格を付与しているが、視覚障害、聴覚障害を含んだすべての障害種に対応した資格を付与することも課題である。
- ・特別支援教育専攻科における就学環境に関して、早急な検討課題等は見当たらないが、不断の見直しなどを実施し、よりよい就学環境を学生に提供できるように努める必要がある。

《大学院》

- ・新研究科設置や、社会福祉学研究科についてもカリキュラムの改訂を検討している。
- ・「臨床福祉の高度専門職業人」を養成するためには、本学教員の特徴を活かした分野論的な開講科目を重視しながらも、「臨床」的な実践方法を身につける授業と実習を行えるよう検討していく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

(1) 2-1 の事実の説明

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

- ・求める学生像と受け入れ基本方針は「福祉・心理・健康・食・医療・安全といった観点から、福祉社会に積極的に貢献しようとする人」を求めており、これらを学生に分かりやすく提示するため、より具体的に記載した解説版を作成し、ホームページや刊行物に掲載している。
- ・建学の精神及び教育理念のもとに、「意欲のある学生」を受け入れるため、各学部・学科・研究科のアドミッション・ポリシーを明確にしている。
- ・「募集要項」「大学案内」、大学ホームページに全学科及び研究科のアドミッション・ポリシーを以下のように掲載し、オープンキャンパスや各種入試説明会で説明を行い、受験者、高等学校及び関係者への周知を図っている。

《学部》

1) 社会福祉学部

高い倫理観を基礎に福祉社会に貢献しようとする強い志を持ち、人と共感し合えるコミュニケーションを行うことに関心のある人を求めます。

a) 社会福祉学科

社会福祉を学ぼうとする強い意欲を持ち、将来は社会福祉に関する資格を取得し、それを活かして、すべての人々が安心して生活できる社会の実現に貢献できる高い志をもつ人を求めます。

b) 臨床心理学科

こころのしくみや働きについて興味があり、こころの問題の実際や査定、支援について学ぶ意欲があり、人とのあいだで温かく穏やかなコミュニケーションがとれ、こころのふれあいを大切にできる人を求めます。

2) 健康福祉学部

福祉社会においてますます重要性を増している、食とこころの健康に興味があり、現代社会の生活の質の向上に貢献することに強い関心のある人を求めます。

a) 健康科学科

健康・疾病・障がいに強い関心を持ち、福祉・教育・医療・保健等の職場において、健康支援・増進にたずさわる専門家として就労を希望する人。具体的には、養護教諭、安全・衛生管理者、働く人のこころの支援者などをめざす人を求めます。

b) 福祉栄養学科

食生活に関心を持ち、食品学・栄養学の基礎、栄養指導の実践技術を学び、福祉・保健・医療・産業・教育の多様な分野において、人生のあらゆるライフステージに対応した人間の生活の質の向上を追求する管理栄養士を希望する人を求めます。

《特別支援教育専攻科》

“福祉のこころ”を有し、障がい児（者）を深く理解し、障がい児（者）への確かな教育ができる人材の養成を目標としています。福祉系大学にある特色を生かした障がい児（者）教育を介して、障がい者が自立した生活を送るために必要となる障がい者就労支援まで理解した特別支援学校教諭を目指す人を求めています。

《大学院》

a) 臨床福祉学専攻博士前期課程

臨床福祉学専攻の博士前期課程では、社会福祉の理論と方法を重視しながらも「臨床」という活動に焦点を合わせ、ソーシャルワーカーとして、一段高いレベルの対人支援技術を身につけたプロフェSSIONALを目指す人物を求めています。

b) 臨床福祉学専攻博士後期課程

臨床福祉学専攻の博士後期課程では、臨床福祉学の研究と教育に従事しうる高度な識見と学識を身につけ、臨床福祉の第一線で調査研究の実施と指導が出来る研究者を目指そうとする人物を求めています。

c) 心理臨床学専攻修士課程

心理臨床学専攻の修士課程では、心理学全般の広い知識を基礎にして臨床という領域で活躍するために、大学内外における高度な臨床実習を通して、心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家を目指そうとする人物を求めています。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

- ・入学者受入れ方針に沿った学生募集を実施するために、次の3点について工夫している。
 - ①アドミッション・ポリシーの周知について、表現を工夫し、「大学案内」「学生募集要項」などの各種印刷物及びホームページ上に掲載し、機会の増加を図っている。
 - ②AO入試において、入学者受入れ方針に沿った課題を課すなどの工夫をした入試を実施している。
 - ③入学者受入れ方針に沿っているが、経済的事情により本学への進学が困難な受験者に対し、入学試験成績及び居住地による奨学金制度を採用し、入学者受入れ方針に沿う受験者に対して便宜を図っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- ・本学における収容定員と入学定員、在籍学生については次の通りである。

《学部》

- ・平成23年5月1日現在の収容定員に対する在学生の比率は、社会福祉学部社会福祉学科が0.82倍、臨床心理学科が0.85倍、健康福祉学部健康科学科が0.80倍、福祉栄養学科が1.03倍となっている。

表 2-1-1 学科入学者・在籍者状況

学部	学科	入学定員	入学者数	入学者/定員比率	収容定員	在籍者数	在籍者/定員比率
社会福祉学部	社会福祉学科	240 人	176 人	0.73 倍	1,040 人	857 人	0.82 倍
	臨床心理学科	100 人	57 人	0.57 倍	440 人	373 人	0.85 倍
健康福祉学部	健康科学科	90 人	79 人	0.88 倍	380 人	303 人	0.80 倍
	福祉栄養学科	80 人	87 人	1.09 倍	330 人	341 人	1.03 倍

※収容定員、在籍者数においては編入学生を含む

《大学院》

- 臨床福祉学専攻博士後期課程及び心理臨床学専攻修士課程は収容定員を満たしているものの、臨床福祉学専攻博士前期課程では収容定員を満たしていない。

表 2-1-2 大学院入学者・在籍者状況

研究科	専攻	課程	入学定員	入学者数	入学者/定員比率	収容定員	在籍者数	在籍者/定員比率
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻	博士前期課程	20 人	8 人	0.40 倍	40 人	20 人	0.50 倍
		博士後期課程	3 人	3 人	1.00 倍	9 人	12 人	1.33 倍
	心理臨床学専攻	修士課程	10 人	11 人	1.10 倍	20 人	26 人	1.30 倍

(2) 2-1 の自己評価

- アドミッション・ポリシーを明確にした上でホームページ「大学案内」等で公開しており、その結果として各学科、研究科が掲げるアドミッション・ポリシーに相応しい「意欲ある学生」「こころざしのある学生」を受け入れることができている。
- 入学者数は福祉栄養学科を除き定員を充足できていない状況にある。
- 大学院では、臨床福祉学専攻博士前期課程で定員を充足できていないが、心理臨床学専攻では適切な入学者数を確保できている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 本学ホームページの更新の頻度をあげることによりホームページリピーター率を向上させ、本学の特色・魅力のアピールを積極的に行い、志願者の拡大を図っていく。
- 本学のアドミッション・ポリシーに共感した、本学を第 1 志望とする志願者を更に

増やすため、そして意欲ある目的意識の高い入学者を増やすために、入学者選抜方法及び入試運用体制の見直しと改善を図っていく。

- ・福祉栄養学科を除き入学定員、収容定員ともに充足できていない状況であり、適正な入学者・在籍者の確保が急務である。そのため大学の魅力を伝え興味喚起し、なお一層認知度を上げるよう大学広報をさらに推進する。また、志願者が魅力を感じるように、授業・教育内容の更なる充実、施設の整備などの改善・工夫を行っている。

2-2 教育課程及び教授方法

(1) 2-2 の事実の説明

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・社会福祉学科では、教育目的として、福祉社会を実現するために必要な理論と技術を教授し、福祉に貢献できる専門的職業人を育成することを掲げている（学則第3条）。それを踏まえて、カリキュラム・ポリシーでは、専門的な方法論や知識の体系的な学びとその活用、資格関連科目の設置に伴う実習科目の充実などを明確化している。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科では、子どもから高齢者までを対象に、根拠に基づいて、こころの仕組みと発達、人の気持ちと立場などを理解するために、心理学を学ぶ上で必要な理論科目・基礎科目を1年次から配当している。さらに、人々の幸せと成長を支える対人支援ができるようになるために、臨床的な理論科目・実習科目を2年次以降に設けている。
- ・具体的には、1年次では、基礎教養とともに外国語や情報処理、統計学などの基礎技能を身につけ、さらに心理学の基礎理論を学び、2年次以降では、根拠に基づいた臨床心理学を修得するため、基礎から臨床的応用にわたる心理学理論と科学的実証技法を学ぶとともに、幅広く多岐にわたる対人支援が可能となるように、理論や実習科目を広く学ぶことが学科のカリキュラム・ポリシーに明示している。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・健康科学科としては、「高い志を有し、健康、安全、疾病、障がいなどの予防に詳しく、積極的に社会貢献ができる人材の育成を行なう」ことを方針とし、以下の通り各学年における教育課程編成方針を明示している。
- ・1年次は、主に一般共通教育科目を通じて教養を学ぶと同時に、専門共通科目による専門知識の基盤を学修する。
- ・2年次は、教養をさらに深めるだけでなく、人間の心理、生理や医学の観点から健

康の維持・増進のための基礎知識を学修する。

- ・3年次は、産業心理や学校保健の領域を視野に入れた学びを実践する。
- ・4年次は、3年・4年の学びを通して4年間の学修成果として卒業研究を行い、それまでに培った知識や経験を総合的に活用する。
- ・4年間を通して、人間力を向上するための教養だけでなく、健康や安全に関する問題を理解し、解決の提言ができる能力を身につける。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科では、医学に発する栄養学、食品学の教育を基盤にし、人間の健康をめざして食生活の管理と栄養指導ができる専門家を養成することを目指して教育課程を編成している。
- ・「カウンセリング・マインド」を持ってあらゆるライフステージに対応できる管理栄養士を養成するために、少人数（40名）授業体制を導入している。
- ・栄養学の学識を高めるだけでなく、食習慣・生活習慣の改善を困難にしている社会・心理的諸問題の解決を援助するための能力養成に力点を置くところに、本学科の最大の特徴がある。すなわち、心身両面での健康保持に関わる高い専門的学識を修得し、社会福祉についての理解力と洞察力を身に付けた栄養指導の専門家、モノと同時にヒトに強い管理栄養士を養成するための教育課程を編成している。

《特別支援教育専攻科》

- ・特別支援教育専攻科は、1年間の修学年限において特別支援学校教諭一種免許状が取得可能であり、現行の教員組織（教授2人、講師1人）を考慮すれば、特別支援教育専攻科に特化された教育課程編成方針を定めていない。

《大学院》

- ・臨床福祉学専攻は、目指す高度の専門職業人の養成のため、社会福祉におけるより深い理念とより洗練された対人支援の実践を錬磨すべく特有の福祉人間学の理念と社会福祉方法論を基盤とし、多彩な分野の現場に即応できる多くの特論を開講している。さらに実践現場のリーダーの養成に資するべく社会人対応の夜間のサテライト教室を開講し、2年間で修士取得可能なカリキュラムを組んでいる。
- ・心理臨床学専攻は、その目的である「臨床心理学を基礎に臨床支援のできる心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家」の養成のため、臨床心理士資格認定協会の定める科目はもとより、教育や臨床領域で活躍しうる高度な臨床実習を有するカリキュラムが大学内外に準備されている。具体的には、人間の尊重、受容、共感、自己決定の尊重、秘密の保持といった価値を共有でき、人間理解と援助を根幹に据えた臨床志向の実践的な学問内容である。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・カリキュラム・ポリシーに沿って、一般共通教育科目は1、2年次を中心に履修できるように編成している。なかでも、1年次の秋学期の「基礎演習Ⅱ」から、臨床福祉コース及び総合福祉コースに分かれ、関心のある領域の学びをより深め、卒業後の方向性や進路を検討し、明確化できるように編成している。そのため、1年次の春学期の「基礎演習Ⅰ」及び「社会福祉入門Ⅰ」で、コース分けに向けてのガイダンスを行っている。

b) 臨床心理学科

- ・教育課程の体系的な編成に関しては、次のような流れがある。「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」で大学での学び方を身に付け、それを土台に討論や口頭発表を「基礎演習Ⅲ・Ⅳ」で体験し、問題の発見や資料の収集など自らの学びを身に付け、さらに「研究演習Ⅰ～Ⅳ」では、基礎演習での学びを活かし、卒業研究に向けて自ら学術研究に携わる。
- ・1年次で英語やコンピュータ演習、統計学、心理学研究法などの基礎技能を修得し、この技能を活かして、2年次では「心理学基礎実験」、3年次では「心理学調査実習」において研究方法の実践を行っている。
- ・実証的な臨床心理学の学びのために、1年次では心理学、心理学概論、臨床心理学概論、生涯発達心理学などで基礎理論を学び、2年次からは「家族心理学」「子育て臨床心理学」「発達臨床心理学」「青年期臨床心理学」などのより幅広い心理学理論を学んでいくとともに、「臨床心理アセスメント」「臨床心理学実習」「心理臨床症例研究」などを通じて臨床心理学の理論と技法を修得していく。
- ・科目の連携によりこれらの流れを十分に実現しており、実証的臨床心理学についての効率の良い学修の促進や、応用のための土台作り、知識の積み重ねが可能となっている。
- ・教授方法の工夫については、科目ごとに担当教員間で連携し、教授内容と受講生に合わせた教育方法を工夫している。例えば、担当教員のホームページから課題や練習問題をダウンロードでき、自主学習を支援する取り組みがある（「心理統計学」「心理学研究法」など）。
- ・教材の工夫としては、研究レポート作成のための練習帳を教材として使用したり、ある学生が作成したレポートを他の学生が添削するなど、メタ学習を応用した取り組みがある（「心理学基礎実験」など）。また、ボランティアを通じて臨床心理学の実践について体験から考える取り組みがある（「臨床心理学実習」「研究演習」など）。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・教育課程編成方針に沿って、以下の通り教育課程を体系的に編成している。
- ・1年次には、「解剖生理学」「小児保健」などの専門基礎科目が設定されている。

- ・2年次には、「衛生学」「栄養学」「公衆衛生学」などの専門科目、及び「臨床医学」「健康教育学言論」「看護技術」など資格に関わる専門科目を多く設定している。
- ・3年次以降には「ストレスマネジメント」「産業カウンセリング演習」などを設定している。
- ・専門共通科目と学科必修の専門科目の中に、福祉系の一分野としての健康科学科の教育特色が示されている。具体的には、「産業福祉」「労働関係法令」「疲労とストレス」「産業カウンセリング」「職業情報」「労働衛生」「健康教育」といった分野について科目を提供している。
- ・養護教諭一種免許に関係する科目としては42科目が開講されており、当免許取得に必要な科目及び単位数に対しては、十分に潤沢な科目を提供している。

b)福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科における教育は、栄養士、管理栄養士の資格取得のための教科が栄養士法上規定されていることもあり、100単位に及ぶ専門科目を必修として課している。
- ・「社会と健康」「食べ物と健康」「栄養と健康」といった分野の基礎専門科目と、「疾病と健康」「栄養教育と健康」「食育と健康」「給食の管理」といった分野の応用科目に大別され、基礎専門科目を1～2年次にまた応用科目を3～4年次に配当し、4年間を通して順次負担無く履修できるように配分している。
- ・最後に「臨地実習」を体験し、履修科目内容を現場における実践教育を通して身に付ける体制に重点を置いている。
- ・「社会福祉原論」「カウンセリング論」「『食』介護・支援論」などを必須科目とし、福祉の理念を会得すると共に社会的弱者に対応した栄養学を修得する。

《特別支援教育専攻科》

- ・特別支援教育専攻科は1年間の修学年限において特別支援学校教員免許状（一種）の取得資格を付与するものであることから、体系的な教育課程の編成は困難である。教授方法については教員の自主的な努力に委ねられているが、特別支援教育専攻科としての組織的な取組みに努める必要がある。

《大学院》

a)臨床福祉学専攻博士前期課程

- ・本学の基本である「臨床福祉学」の構築をもとに、基幹科目、研究領域科目（方法論系、理論系、保健福祉系）、心理系、演習、実習に分け、整理している。
- ・ソーシャルワークの実践理論として、ソーシャルワーク原論や方法論、福祉人間学、対人支援基礎理論や方法論といった分野をカバーしている。
- ・大学院教育のレベルに相応しい調査研究を行う力をつけるために、調査研究法と統計調査法に関係している科目を開設している。
- ・学外現場実習を重視する精神から、「臨床福祉学実習」を課している。
- ・大学院生の関心領域の研究を助けるために、各種の「臨床福祉学特論」を開講している。その領域としては福祉情報科学、外国語文献研究、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、地域福祉、精神保健福祉、精神医学、産業福祉、家族ソーシャルワーク、社会老年学などをカバーしている。

- ・心理系科目は、学校心理士認定運営機構の審査を受け、機構の定める条件を満たした学校心理士の資格のための大学院カリキュラムとなっている。

b) 臨床福祉学専攻博士後期課程

- ・社会福祉とりわけソーシャルワーク論、情報機器を活用した障害者のコミュニケーション支援、臨床福祉領域における調査のデザインの方法、支援方法の理論と方法、社会老年学といった領域についての科目を開講している。

c) 心理臨床学専攻修士課程

- ・本専攻の科目は、研究基礎科目である基幹科目と研究領域科目（研究法系、心理臨床系）、演習、実習からなり、適切な内容で体系的に編成されている。
- ・学部レベルにおいて行われた心理学の全般的知識を基礎とし、その上に立って臨床心理学に焦点を合わせた教育と訓練を行っている。また、本専攻の学生のほとんどが、臨床心理士を志向しており、「日本臨床心理士資格認定協会」の第1種指定大学院でもあることから、同認定協会の指定科目に則った科目を多く開講している。
- ・研究基礎科目の基幹科目では、「心理臨床学特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ・Ⅱ」と「臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ」を課し、心理臨床に必須の知識と技法の修得を求めている。また、研究領域科目として、研究法系の心理学研究法、心理統計法、臨床心理学研究法に関する特論と、心理臨床系の発達心理学、教育心理学、家族心理学、社会心理学、精神医学、障害児（者）心理学、老年精神医学、心理療法、集団心理療法、投影法、学校臨床心理学、コミュニティアプローチ、職場メンタルヘルスなどにつき特論を開講し、専門領域の知識の学修を図っている。
- ・演習科目では、「日本臨床心理士資格認定協会」の方針に拠り、専攻分野の近い教員が2人1組で「心理臨床学研究演習Ⅰ・Ⅱ」を開講し、共同で修士論文の指導に当たっている。また、実習では、「臨床心理基礎実習」で事例研究、ロールプレー、見学などを経験させ、「臨床心理実習」においては学内外の実習及び事例検討会を課し、心理臨床に必要な実践力を修得させている。

(2) 2-2の自己評価

- ・全般に、教育課程の編成は、体系的かつ適切に設定されているとともに、本学の建学の精神に基づき教育と研究が進められるように編成されている。
- ・各学部学科の教育課程の編成も、資格取得に必要な科目が基本的には不足なく設定されている。
- ・専門共通及び専門教育の設定科目に比べて、豊かな人間性の育成という観点から見た、一般共通教育に関する設定科目の分野が少なく十分とは言えない。
- ・授業期間や年間行事は厳格に運用しており、特に学生の学修に対する大学の義務としての補講など、学生の学修に対する権利を保障するしくみとして定着している。

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・専門的な方法論や知識の学修の体系的な学びについては、専門領域の基礎から専門へと学生が徐々に学びを深められるような配当年次と開講科目を検討し、編成している。

- ・3年次からの「研究演習Ⅰ～Ⅳ」は、学生が主体的に希望の「研究演習」を選択後、少人数の演習形式ならではのグループワークや討論、研究発表、そして学外研修など、多彩なプログラムが実施され、専門領域の学びとともに、コミュニケーション能力や表現能力、分析力、文章構成力、チームワークなど社会人として求められる視点や技術を修得することができる。また、原則、2年間を通しての研究演習であるため、学生生活の集大成である卒業論文作成も、担当教員と相談しながら時間をかけて取り組むことができる。

b) 臨床心理学科

- ・教育目的を踏まえ、系統立てて、臨床心理学の基礎から応用を学べる教育課程が編成されていることが教育課程編成方針に明示されている。特に、根拠に基づく対人支援のための基礎科目や理論科目を充実させている。
- ・教育課程は体系的に編成され、教授方法の工夫もある。しかしながら、すべての学生にできるだけ高度な心理臨床技法を修めさせるカリキュラムではあるものの、多様な学生が入学してくる中、心理臨床という内容の性質上、必修科目であるが履修に精神的困難を示す学生も見受けられる。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・系統立てて作成された教育課程に沿って多くの学生は履修しており、養護教諭免許状取得者、第一種衛生管理理者資格申請に必要な科目の履修者は各々約8割になる。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科においては福祉栄養の理念に則り、臨床教育を推進する本学の特徴をほぼ満足した状態で遂行されている。
- ・2クラス制により、より綿密な教育がなされている。

《特別支援教育専攻科》

- ・特別支援教育専攻科は、教育職員免許法に定める特別支援学校教諭一種免許状の取得資格を付与するものであり、本専攻科の教育課程は課程認定を受けたものであること、また本専攻科の修業年限は1年間と定められていることを考慮すれば、本専攻科の教育課程等について特別な問題は見いだせない。

《大学院》

- ・両専攻ともに教育課程は体系化されており、科目分類としては幅広く網羅されている。
- ・臨床福祉学専攻では原則として、専任教員による授業が中心であるため、学生は担当教員だけでなく専任教員から広く指導を受けうる環境にあり、教育科目と内容が担当教員の専門性に偏らないような配慮をし、特に学生への研究指導については、研究への副指導者との協働体制には十分配慮をしている。
- ・臨床福祉学専攻博士前期課程では、学生が、各科目担当者の専門領域での学修に終始し、かつ、修士論文の作成に相当な時間と労力を割くことから、「臨床福祉学実習」は選択科目であり、実際履修学生は少ないのが現状である。かつては、演習担当者に「実習」を任せていたのに対し、現在は演習担当者でない教員をコーディネータ

として配置しているが、いまだに効果は上がっていない。現在のところ特段の変化はない。とりわけ学部からの進学学生においては、本学の教育目的にある「臨床福祉の高度専門職業人の養成」という点では、「臨床福祉」の理論はともかく方法を身につけるところまでは至っていない。

- ・心理臨床学専攻の教育内容や実習内容については、「日本臨床心理士資格認定協会」より A 判定という非常に高い評価が与えられており、演習の 2 人指導体制も平成 18 年度行われた同協会の実地視察の際に高く評価されている。また、同視察で改善示唆のあった箇所についても見直しを図るなど、より一層の充実に努めている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・各学部学科において取得できる資格や免許の種類が多様化しており、それに対応して学生の進路選択も多方面に分かれてくるようになった。卒業生の完全就職を目指したキャリア教育、国家試験・採用試験対策の充実に図るとともに、豊かな人間性を育てる上で必要な教養教育の充実に図る。
- ・本学のモットーである少人数制授業の充実、更には学内外における実習・研修ということも含めて、一般共通教育、専門教育及び教職教育の発展を求めて、人的補強や施設面での整備拡充を行う。
- ・本学の教育の柱である福祉教育の充実に加えて、福祉社会のグローバル化、福祉教育の革新化、人類福祉の創造などが急速に進展していくことに対応して教育課程の見直しを行う。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・平成 23 年度から保育士のカリキュラム、平成 24 年度から精神保健福祉士のカリキュラムについて、国として見直され、本学科ではそのカリキュラムの整備を行い、専門的な方法論や知識の体系的な学びを継続できるようなカリキュラムの構築と、臨地実習に向けた事前・事後学習の内容の検討を引き続き行うことを計画している。

b) 臨床心理学科

- ・学生の修学意欲を向上させるように教育課程編成の継続的な検討が必要である。
- ・何が卒業要件かについて論議を深めたうえ、カリキュラム上、必修科目の見直しを行っているところである。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・現在、第一種衛生管理者の資格取得に必要な科目については、様々な科目に必要な関係箇所が分散している。今後は、資格取得に必要な内容と科目の対応付けを整理し、学生がより履修しやすくすることが望まれる。
- ・学校保健に関する専門性を深めさせるために、オリエンテーション時や講義内で中学校一種免許(保健)あるいは高等学校一種免許(保健)の資格取得を今後は促していく。

b) 福祉栄養学科

- ・学生の多様化により、福祉栄養学科においては専門科目を修得するための基礎能力の改善が望まれる。学力が一定レベルに到達しない学生に対し、フォローアップ教育の必要性が生じる。

《特別支援教育専攻科》

- ・特別支援教育専攻科に課せられている教育目標及び諸条件等に配慮しつつ、本専攻科の教育課程及び教育方法等について不断の見直しなどを実施し、本専攻科の教育成果をより一層向上させるように努める。

《大学院》

- ・臨床福祉学専攻では今後も、学生のニーズに応じた教育課程の編成に向けて検討を続けていく。また、より体系的な教育課程を編成するため、教務のみならず大学院担当者全員による専攻会議で授業内容について討議をしたり、後期課程からの入学者に対して必要に応じて前期課程の履修や指導体制を考慮したりしていく。
- ・「臨床福祉の高度専門職業人」を養成するためには、本学教員の特徴を活かした分野論的な開講科目を重視しながらも、「臨床」的な実践方法を身につける授業と実習を行えるよう検討していく。
- ・サテライト教室の図書や教材機器は、年々充実させてきているが、本校ほど豊富でないので、今後一層の改善を行っていく。
- ・心理臨床学専攻では、学内者のゼミ担当教員、及びアドバイザー制に加えて、平成20年度から導入した学外スーパーバイザーによるインテンシブな指導・助言を一層強力にする。

2-3 学修及び授業の支援

(1) 2-3 の事実の説明

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

- ・大学事務局の総務部、教務部、学生支援センター、図書館、情報センター、教育開発支援センターが主として大学の学修支援及び授業支援のための諸活動を支えている。
- ・教育活動を支援する事務組織として、教務部、学生支援センター、教育開発支援センターを置き、入学、履修、進路等学生の大学生活をサポートする体制を整えている。
- ・教務部においては学生への履修指導、教員との連携による授業アンケートの実施、また、保護者との連携強化を目指した「教育懇談会」を開催する等の支援を行っている。
- ・学生支援センターにおいては、学生生活全般にわたる指導・支援、就職支援、資格取得等キャリア形成全般の支援を実施している。

- ・学生支援センターでは障がい学生の一次対応窓口として相談に応じ、その内容、必要度に応じて教務部と連携しながらその要望（授業・生活支援）に対応している。また、年に1度障がい学生の集いを開催し、学生同士の懇親を図るとともに相談窓口の周知に努めている。
- ・図書館では教育研究に必要とされる図書の充実のほか、国家試験の支援等も視野に入れた業務を推進している。
- ・教育研究に必要不可欠な情報設備（ハード・ソフトを含む）の整備については、情報センターがその責任を負い支援業務を行っている。
- ・教育開発支援センターでは、教育力の向上や学生の意欲・学修力向上の具体的取り組みの開発と実践を目指し、学生調査による学習習慣の実態や満足度等の結果をもとに教育開発を行なっている。また、教学活動に関する基本方針（案）の策定や、FD活動を推進するための委員会を統括し、様々な取り組みを実施している。
- ・本学には、大学院生及び学部生が授業を補佐するためのTA制度と、大学院生が教育業務を補佐するための「教育補佐」制度がある。
- ・TAは1年次の卒業必修科目である「コンピュータ基礎Ⅰ・Ⅱ」及びその発展科目である「コンピュータサイエンスⅠ・Ⅱ」の全クラス並びに臨床心理学科等の実験を伴う授業で担当教員から要請のあったクラスに対して配置されている。
- ・TAの採用に当たっては担当教員等による選考を実施している。
- ・TAについては、平成19年度秋学期より小テスト実施の補助を新たな業務として採用を開始し、平成20年度より本格稼働を行っている。平成22年度実績としては、23科目の担当者から要請があり、22人の学生が採用された。
- ・教育補佐は共同研究室（4部屋）に配置され、教材の準備や出欠管理業務の補助に当たっている。
- ・教育補佐の平成22(年度実績としては、1日5コマ×週5日×4部屋で延べ週100人の配置を目指したが、大学院生の学業を優先した結果、週あたり50人強の配置となった。

(2) 2-3の自己評価

- ・事務局各部署は職員配置、日々の業務内容等から教育支援活動を推進する事務体制として機能している。
- ・大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、教員との連携強化は不可欠になってきており、各種研修会等に参加することにより職員の視点に立った教育支援の情報を入手すべく努力している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育研究支援のための事務体制は確立されているが、学生及び教育研究ニーズの多様化により、その運営難度は高まり、十分な状態と言えない面も出てきている。各種企画業務の充実、学生相談体制の強化、研究支援体制の向上等、体制強化を目指した事務体制の構築を図っていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

(1) 2-4 の事実の説明

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用 《学部》

- ・ 年次別履修単位数の上限等については、表 2-4-1 の通り、学期ごと履修単位数の制限が設けられており、年間修得単位数の上限と卒業要件（単位数）は、表 2-4-2 の通りとなっている。

表 2-4-1 学期ごとの履修単位数の上限

学年	春学期制限単位数	秋学期制限単位数
1、2、3 年次	28	28
4 年次以上	32	32

表 2-4-2 年間修得単位数の上限と卒業要件（単位数）

	学部・学科 年次	社会福祉学部		健康福祉学部	
		社会福祉 学科	臨床心理 学科	健康科 学科	福祉栄養 学科
年間修得単 数の上限	1 年次	56	56	56	56
	2 年次	56	56	56	56
	3 年次	56	56	56	56
	4 年次以上	64	64	64	64
進級の要件 (単位数)	1 年次	—	—	—	—
	2 年次	—	—	—	—
	3 年次	—	—	—	—
卒業の要件 (単位数)		124	124	124	124

- ・ 卒業要件については、各学科における卒業に必要な最低単位数は一般共通教育科目 24 単位、専門共通科目及び専門科目 100 単位の合計 124 単位である。
- ・ 学士力保証ということから厳格な成績管理を行うため、平成 23 年度春学期より GPA 制度を導入している。導入科目は一般共通教育科目領域の一部の科目としているが、「英語 I 甲」「英語 I 乙」「英語 II 甲」「英語 II 乙」のように習熟度別クラスを実施している科目については、クラス差に応じた点数の換算基準が策定されるまで対象外としている。
- ・ 本学卒業に関する要件の適用については、「教務委員会」により当該年度の卒業予定者に対する卒業判定を行い、その結果を教授会において審議し、承認している。
- ・ 成績評価（教育・学修結果の評価）については次のようになっている。

①成績評価は試験や平常の学修状況を総合して行っている。成績評価は 100 点満点で行い、60 点以上が合格、59 点以下を不合格とする。

- ②成績の表示は、表 2-4-3 の区分で行い、学生及び学外に対する成績証明書は表示によって行う。

表 2-4-3 成績の表示区分

評価点	表示	合否
90～100	秀	合格
80～89	優	
70～79	良	
60～69	可	
0～59	不可	不合格

- ③成績評価を行うに当たっては、筆記試験、口頭試験、実技、レポートなど多様な方法を用いる。
- ④試験の種類には、定期試験、平常試験、追試験、再試験、特別試験などを設定し、学生の成績に応じた評価のしかたを工夫している。
- ・成績評価の結果については次のように活用している。
 - ①ゼミ担当教員は、担当学生の成績評価を個別指導の資料として活用している。
 - ②本学では、年に2度、「教育懇談会」を開催し、保護者を対象に全学的な活動状況の報告会を行うとともに、保護者とゼミ担当教員との個別面談を行っているが、成績結果も面談資料の一部として活用している。
 - ③本学には、2年次から学業優秀者に対して授業料を一部免除する「特待生制度」及び入学試験時の成績優秀者に対して奨学金を支給する「入試奨学金給付制度」があるが、それらの対象者の人選及び継続判定に際して、前年度の学業成績を基準の1つとしている。

《大学院》

a) 臨床福祉学専攻

- ・「大学院学則」に規定されている通り、博士前期課程は2年以上在籍し、所定科目30単位以上を取得し、修士論文の提出とその審査が必要となる。
- ・後期課程においては3年以上在籍し、所定科目20単位以上の取得と博士論文の提出及び審査の合格が必要となる。

b) 心理臨床学専攻

- ・本専攻修士課程では2年以上在籍し、所定科目30単位以上の単位取得と修士論文の提出及び審査の合格が必要となる。

(2) 2-4 の自己評価

《学部》

- ・成績評価については試験や平常の学修状況を総合して行っている。試験の種類には、定期試験、平常試験、追試験、再試験、特別試験があり、其々の試験の厳格実施に努めている。

- ・ゼミ担当教員がゼミ担当学生を個別指導する際には成績評価の結果を活用している。それにより修学意欲低下の兆しのある学生については有効な修学指導に繋がっている。
- ・教育の質保証の点からも、単位認定においては「単位認定委員会」をもとに編入学生の既修得単位を認定し、転学部転学科学生についても「転学部転学科選考会議」で単位認定の厳格実施に努めた。

《大学院》

- ・学生の成績評価は、各授業担当教員が学生の学修過程と到達度をもとに評価し、成績の表示区分については、学部の区分方法に準拠している。また、評価方法については、「履修ガイド」のほか、シラバスにも明示されており、学期を通じて学生の勉学の成果をもとに最終判定を行っている。
- ・可能な限り、学期の途中で学生の成績状況ないし教員による評価をフィードバックし、それによって学生の学習意欲を高めるように努力している。
- ・学位の授与については、「学位規程」に定めるところに従っている。
- ・修士論文審査は主査・副査の2名で行い、厳正、適切な評価となっている。
- ・博士論文審査は、「学位申請論文事前審査実施要項」「学位申請論文審査実施要項」に従い厳正に行っている。学位を授与した場合は、論文要旨及び審査結果の要旨を本学 HP 上に公表している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

《学部》

- ・各学部学科において取得できる資格や免許の種類が多様化し、それに対応して学生の進路選択も多方面に分かれている。単位の実質化においても社会で貢献でき得るよう、更なる教養教育の充実を図る。
- ・成績評価結果活用のほか、web 履修登録システム導入により学期始め段階での修学困難な学生への事前把握にも効果が出始めている。ゼミ担当教員と教務担当教員、教務部職員との連携を強化することにより、学習意欲低下学生の修学指導の充実を図る。
- ・GPA 制度においては一般共通教育科目領域の一部の科目としているが、今後専門科目においても導入可能であれば検討を行う。

《大学院》

- ・複数の評価者で評価する論文審査に対し、個々の科目の成績評価方法や採点基準については、各担当教員に任されている状況であり、成績評価の適切性を議論することは難しい問題であるが、検討していきたい。

2-5 キャリアガイダンス

(1) 2-5 の事実の説明

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

- ・「学則」に掲げている各学部・学科の目的の中に「専門的職業人を育成する」と明示しているように、各学科で取得すべき資格と目指すべき職業を明確化し、それらに求められる能力の獲得をディプロマ・ポリシーで掲げて各学科の教育課程を編成している。
- ・平成 22 年度より導入したコース制により、各学科内での職業進路の選択がより細分化されるとともに、コース選択の機会をセメスターごとに与えることで職業意識の醸成を図っている。学生たちの関心と進路を同じくする者同士で、情報交換を行いやすく、互いに刺激・切磋琢磨できるような体制を整備した。
- ・教育課程の中に組み込まれた実習は専門職業の実践の学びの場であるとともに、社会人基礎力育成のためのインターンシップの機能も併せ持つものである。
- ・教育課程外の取り組みでは、職業教育を補完するものとしての各種資格試験の対策講座や、各種就職ガイダンス、社会人基礎力を高めるための各種講座を開設している。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・社会福祉士・精神保健福祉士受験対策講座において、資格取得のための講座、模擬試験等を年間通じて実施している
- ・「社会福祉士援助技術現場実習指導」において、福祉現場で働く社会福祉士等を招へいし、学生が福祉職の仕事について具体的イメージを持てるよう指導している。
- ・福祉行政職試験対策講座において、グループ学習、受験講座、面接演習などを年間通じて実施している
- ・社会福祉学科では、社会福祉現場での実践学修を重視し、ソーシャルワーク専門職としての人間形成を目指す「臨床福祉コース」と、社会福祉の現場のみならず、企業、行政機関、地域社会において社会福祉発信拠点としての必要な人間形成を目指す「総合福祉コース」の 2 コースを設けている。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科では、子どもから高齢者までを対象に、広く心理臨床を学ぶ「心理臨床コース」と、子どもの発達支援や親の子育て支援を特に学ぶ「心理・子ども学コース」の 2 コースを設けている。
- ・本学科では、心理の専門職に将来就きたい学生が多く見受けられるが、社会の現状は、大学院に進学しなければ取得できない臨床心理士資格が必要な職場が多くなってきている。しかし、心理職公務員は、学部卒での受験も可能である。そこで、本学科では、課外に大学院進学指導のサポートと心理職公務員試験受験勉強のサポートに力を入れてきた。大学院受験勉強会を複数の教員がそれぞれ開講し、

心理職公務員の受験指導も別に開講している。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・健康科学科では、「産業保健コース」と「保健・養護コース」の2コースを設けている。
- ・「産業保健コース」では産業領域での健康支援の専門家養成を行っており、卒業時に第一種衛生管理者の免許を取得し、企業の安全衛生・人事・労務担当者として活躍することが期待されている。そのために、「職業情報論」「キャリアガイダンス論」等の科目において、労働・職業に関する情報やキャリア形成の方法を教授している。
- ・「保健・養護コース」では、卒業生の養護教諭を招いての研修会や外部講師による講演会、採用試験の対策講座など、養護教諭になるための様々なキャリア支援を実施している。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科においては社会的・職業的自立を目指し、「福祉栄養」の本質を理解させるために、介護施設、養護施設、特別養護老人施設など現場を中心に臨地での実践教育を通して、知識の復習、栄養指導技術の修得を重視した教育体制をとっている。
- ・「管理栄養士・栄養管理／栄養指導コース」と「管理栄養士・食品管理／食育コース」の2コースを設置している。

《特別支援教育専攻科》

- ・本専攻科の学生は、特別支援学校教諭免許状を保有していない現職教員等である。すなわち、現職をもつ学生に対するキャリア教育は行っていない。また、キャリア教育を行うとしても、専攻科では主としてサテライト教室における夜間開講という授業形態を採用しているため、学生各自の勤務条件との関係で、その授業時数等の確保は著しく困難な状況にある。

《大学院》

- ・臨床福祉学・心理臨床学の両専攻における学外の実習にあたっては、学生の将来にも繋がる経験の機会でもあるので、担当教員が学生の希望に添えるように努めている。
- ・心理臨床学専攻では、「心理臨床学専攻実習委員会」を通じて、臨床心理士の資格を取得することが出来るよう育成に努めている。
- ・心理臨床学専攻は「日本臨床心理士資格認定協会」から第1種指定大学院として認定されている。

《学生支援センター》

- ・教育課程外の社会的・職業的自立に関する支援として、学生支援センターでは以下の体制を整備している。
 - ①学科の特性に合わせた就職支援体制（学科別就職ガイダンスの実施、学科別就職支援担当者の配置等）
 - ②一人ひとりの課題に合わせた就職支援体制（学科担当者による個別面談指導、

キャリアカウンセラーによる個別面談、就活支援プログラムによる就職スキルの向上等)

- ③学生ニーズに沿った就職情報の提供体制（担当者訪問による事業所・求人情報の収集、就職希望地の事業所へ求人依頼 DM の発送、掲示及び学科担当者からの案内等）

表 2-5-1 国家試験年度別合格人数

	平成 20 年度生	平成 21 年度生	平成 22 年度生
社会福祉士	149	123	122
精神保健福祉士	19	20	17
管理栄養士	53	48	48
公立教員採用試験 合格者(延べ)	10	8	7

表 2-5-2 就職状況

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
全 体	就職率	96.4%	93.1%	97.4%
	卒業者	675	670	631
	就職希望者	579	580	538
	就職決定者	558	540	524
社会福祉学科	就職率	97.3%	94.7%	98.6%
	卒業者	332	356	315
	就職希望者	297	323	291
	就職決定者	289	306	287
臨床心理学科	就職率	93.3%	81.6%	90.3%
	卒業者	133	137	123
	就職希望者	90	103	72
	就職決定者	84	84	65
健康科学科	就職率	94.5%	95.6%	97.0%
	卒業者	122	104	111
	就職希望者	110	91	100
	就職決定者	104	87	97
福祉栄養学科	就職率	98.8%	100%	100%
	卒業者	88	73	82
	就職希望者	82	63	75
	就職決定者	81	63	75

(2) 2-5 の自己評価

- ・ 専門職業教育に軸足を置いたキャリアガイダンスについては、実質的に教育課程の中で行われている。
- ・ 汎用的なキャリア教育については、教育課程外のプログラムとして実質的に行われている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学のキャリアガイダンスの全体像を体系づけて学内で可視化し共有することにより、教職員・学生の意識をキャリアガイダンスに向けさせ、より教育効果をあげる。
- ・ 教育課程内に直接キャリアガイダンスに係る授業科目の新設を検討し、次年度カリキュラムから新たに1～3年次の配当科目とするべく準備中である。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

(1) 2-6 の事実の説明

2-6-① 教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫

- ・ 「学則」第3条の3では、教育目的が学科ごとに記されており、これらを具体的に進めるため、毎年度「事業計画」に項目設定されている。
- ・ 教育目的・目標を共有、実践するべく、平成23年度「事業計画」として学内に示すことにより、教職員が可視化された点検項目を共有しながら「HOW（戦術）」、「中間報告（D・C）」、「最終総括（C・A）」を、年間を通して点検・評価を行っている。
- ・ 教員はFD活動の取組み「自己点検表による授業改善」で、担当科目のうち1科目を選択し、点検項目「平成22年度授業目標」「授業内容について、今年度の授業を踏まえた次年度の改善点」「学生の予習・復習及び積極的な受講への工夫」「今年度の工夫で成果があがったこと」などを記載することにより自己分析を行なっている。
- ・ 学期毎に学生による「授業アンケート」を全科目で実施し、担当教員は結果を授業改善の基礎資料としている。また、同アンケートは学生にとっても授業への関わりを振り返る機会として活用されている。
- ・ 一般共通教育科目群にGPAを導入することにより、成績評価を数値化し達成状況の点検ができる。

2-6-② 評価結果の教育内容・方法及び学修指導等の改善へのフィードバック

- ・ 授業評価「授業アンケート」は、授業形態別で共通した質問「学生の出席率」「学生の理解度」「教員の授業方法」などを集計し、教員へ科目毎の結果を返し、授業改善のための資料として活用している。

【授業アンケートの質問】 共通項目

- Q1. あなたはこの授業にどのくらい出席しましたか。
- Q2. あなたはこの授業をどの程度理解できたと思いますか。
- Q3. あなたがこの科目の授業内容をもっと理解するために、教員の取り組みで最も

大切だと思う項目を選んでください。

- Q4. あなたがこの科目の授業内容をもっと理解するために、自分にとって最も大切だと思う項目を選んでください。
- Q5. 教員の話し方はわかりやすかった。
- Q6. 教員の板書はわかりやすかった。
- Q7. 教材や資料が準備されていた。
- Q8. 視聴覚教材（パワーポイント、OHP、Web ページ教材、ビデオ、等）が効果的に活用されていた。
- Q9. 予習・復習をしっかりとした。
- Q10. 授業中にしっかりとノートをとった。
- Q11. レポートが授業の理解に役立った。
- Q12. 小テストが授業の理解に役立った。
- Q13. 教室の設備・器具・機材は適切ですか？
- Q14. 教室の広さは適切ですか？
- Q15. この授業を受講してよかったと思いますか？

・成績評価の結果については次のように活用している。

- ①ゼミ担当教員は、担当学生の成績評価を資料として個別指導に活用。
- ②保護者対象の「教育懇談会」を地方2会場と本学で開催しており、その際に希望する保護者とゼミ担当教員で行う個別面談時の、学修状況の説明用資料として活用。

(2) 2-6 の自己評価

- ・教育目的の達成状況については、学内で点検項目を共有できるように「事業計画」として纏められており、点検・評価もなされている。
- ・教員は、担当科目の1科目について、「自己点検表」による自己分析を通して教育目的の達成状況の点検・評価を行なっている。しかし、「自己点検表」では教育目的を包括的に捉えており、体系とした項目設定がなされていない。
- ・学生の授業評価結果については、科目毎に担当教員へフィードバックし授業改善の資料として活用がなされている。
- ・ゼミ担当教員は、授業時間内外問わず担当学生を個別に学修指導しており、成績評価も参考に指導を行っている。
- ・教室内外での学習状況の調査は進んでおらず、課題分析もなされていないため改善が求められる。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育目的の具体的な指標を設定し、学生や教職員のみならず学外でも共有し、点検・評価ができるシステムを構築することが必要である。
- ・カリキュラムマップなどの作成・提示により、科目を体系的に履修した際に学生は何が身につくのかを、学修指導で具体的に点検ができるように、改善していく。

2-7 学生サービス

(1) 2-7 の事実の説明

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談について

- ・学生支援センターが主管する組織として「保健室」を設置し、定期健康診断を通して、疾病の早期発見に努め、健康相談を通して疾病予防や健康保持増進に努めている。
- ・保健室での健康相談は通常看護師 1 人があたり、保健室長・保健室協力教員 4 人（内科医、精神科医）も状況に応じて対応している。
- ・学生相談室には 4 人の非常勤カウンセラー（うち 3 人は臨床心理士）が月曜日から金曜日までの毎日 1 人ないし 2 人が常駐し、さまざまな相談に応じている。
- ・保健室と学生相談室は連携して、増加傾向にあるメンタルな症状を主訴とする学生に対応している。

2) 学生に対する経済的な支援について

- ・日本学生支援機構奨学金については情報の提供、申請書類の精査、個別相談に応じて具体的事例対応に取り組み、「学生支援委員会」の議を経て推薦している。
- ・経済的理由により就学の継続が困難と判断される者に学資を貸与する「修学資金貸与制度」を設けている。
- ・保護者の会である「関西福祉科学大学教育後援会」において、やむを得ない事情により家計が急変した家庭の学生に対し奨学金を支給する制度を設けている。
- ・地方公共団体の奨学金及び民間育英奨学金の情報収集と申請手続き、その後の指導にあたっている。
- ・その他の奨学金制度として、年度毎の成績優秀者を支援する「関西福祉科学大学特待生制度」、入学時に優秀である学生を継続的に支援する「関西福祉科学大学特別奨学金給付」制度、「玉手山学園ファミリー入学時奨学金」制度を設けている。
- ・全学生を対象に「学生教育研究災害傷害保険」に加入、学生の被害事故による負担軽減を図っている。
- ・遠隔地から入学する女子学生のために、安全、安価な学生寮を用意している。

3) 学生の課外活動への支援について

- ・クラブ活動やボランティア活動等の正課外の学生による自主的活動を、正課活動を補完して人格形成に大きな役割を果たすものと位置づけ、支援している。
- ・学生の意見を代表する組織である「学友会」と毎月 1 回定例会を開催しており、学生の意見を汲みながらその要望などの改善対応に努めている。
- ・クラブ活動を取りまとめる学生団体「クラブ・サークル委員会」と毎月 1 回定例会を開催し、情報交換及び指導を行っている。具体的には、活動原資としての援助金の分配やその管理についての指導、使用施設の取りまとめや要望聴取、年 1 回行う幹部学生対象の「リーダーズキャンプ」の企画・実施のサポート等がある。
- ・例年 11 月に行われる大学祭「美葉祭」を企画・実施する「大学祭実行委員会」と隔週で定例会を開催し、要望や相談に応じている。また、当日は近隣との調整や防火・

雑踏事故等の危機管理においてサポートを行っている。

- ・ボランティア情報等の収集・取りまとめを行い、学生への情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入を促すなど、危機管理の周知を行っている。

4) 社会人、編入、転入学生等への支援状況について

- ・入学時に編入学生を対象としてオリエンテーションを行い、早期に本学での学生生活に馴染めるよう配慮している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

- ・学生組織である「学友会」との定例会を通して学生の意見・要望を聴取し、安定した学生生活を営むことができるよう施策に反映している。
- ・平成22年度に学生生活・学修支援モデルを模索する予備調査「学生の健康調査」を実施し、分析している。

(2) 2-7の自己評価

- ・増加傾向にあるメンタルを主訴とする疾患や相談に応じ、状況に応じて外部医療機関等に繋げるなど適切な対応を取っている。
- ・欠席の多い学生や修得単位の少ない学生については、主としてゼミ担当教員、状況に応じて教務部、総務部、学生支援センターが連携して現状把握と具体的対応策を協議し、指導している。
- ・日本学生支援機構奨学金の適切な推薦・指導を行い、緊急的な経済不安に対応する給付型の奨学金制度を設け、事情を聴取しながら学費納付について柔軟に対応するなど、きめ細かな経済援助を行っている。
- ・学生団体としての「学友会」「クラブ・サークル委員会」「大学祭実行委員会」とは月1回以上の会議を行い、それぞれの活動における意見・要望を聴取し、良好なコミュニケーションが保たれている。しかし、本学のような専門性の高い課程に特徴的な正課の繁忙（授業・実習）といった事情もあって、学生が活発に活動することが困難な状況にある。
- ・学生の意見を把握する方策としての「学友会」等からの意見聴取も有効ではあるが、十分とは言えない。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生相談室と保健室の連携強化のための施設、設備と人的基盤の整備を推進する。
- ・学生が学生生活全般についての相談をよりしやすい体制づくりを推進する。既に、学生に最も身近なゼミ担当教員を主軸とした相談体制を整えているが、関連部門（総務部・教務部・学生支援センター）が密に連携し、サポートする環境を強化する。
- ・学生団体「学友会」「クラブ・サークル委員会」「大学祭実行委員会」とのコミュニケーションを維持し、学生の正課への影響を考慮しつつ、現状より学生自らが企画・運営する度合いを高め、参画することの意義、成果に対する実感が得られるよう支援する。そのため、学生の状況を見ながら、学生支援センター職員からの的確な提示、アドバイス等を行う。

- ・より実態に沿った学生の意見を集約し、学生の満足度を向上させる施策を展開するため、「満足度調査」「投書箱設置」等、広く、定期的に学生の要望を汲み取る方策を検討する。

2-8 教員の配置・職能開発等

(1) 2-8 の事実の説明

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教員免許など資格関連科目の教員配置及び大学院担当教員を中心に、教員を確保し配置している。
- ・コア科目については、専任教員にて対応している。
- ・実習教育に力を入れ、よりきめ細やかな密度の濃い指導、教育を行うべく実習教育に専門知識や技術を兼ね備えた専任教員を配置している。

b) 臨床心理学科

- ・「こころのわかる福祉」を実践の中心に据えて、福祉、医療、教育、産業の各分野で心理支援の専門家として、こころの問題を抱えた人々を支援する専門家を養成している。
- ・教育目的に即した教員は1-3-④で記した通り、ほぼ満たしていると言える。教育課程については、まず収容定員に応じた必要専任教員数は、大学設置基準で10人以上、内教授が5人以上であるが、平成23年度現在20人の教員が在籍し、教授は9人と問題はない。また、コース分けでは、平成23年度現在、心理臨床コースに7人、心理・子ども学コースに13人の教員が配置され、それぞれ十分に満たしている。保育士養成課程開設に伴い、心理・子ども学コースへ多数の専任教員が配置された。保育士養成課程は指定保育士養成施設指定基準に定める専任教員6人を学科教員で運営しており、適正に配置している。「基礎演習」「研究演習」は専任教員が担当し、「基礎演習」1クラス20人以内、「研究演習」1クラス10人程度とするに十分な教員数を配置している。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・健康、安全、疾病、障がいなどの予防について総合的知識を修得させ、学校での教育・保健指導、職場での健康・安全管理に携わる専門家を育成するために、産業保健及び学校保健を専門とする学科専任教員を、大学設置基準の10人を満たす17人配置している。
- ・健康や安全に関する広い視野と深い知識が修得できるように健康、安全、衛生、福祉、教育、医療を専門とする教員を配置している。
- ・産業保健コースでは、働く人の健康と安全の管理を担う第一種衛生管理者の資格の取得を卒業とともに申請できるように、労働安全衛生規則別表第四の第一種衛

生管理者免許の項下欄第三号に記された学科目に該当するように学科カリキュラムを構成し、その科目を担当するのに適任の教員を配置している。また、職場の健康、安全管理を第一種衛生管理者として協力して行っていく産業医の資格を持つ医師2人を専任教員として配置している。

- ・保健・養護コースでは、養護教諭一種免許の取得を目的に、教育職員免許法施行規則に定められる内容に即した学科カリキュラムを構成し、学校保健学、教育学、心理学、看護学、医学、衛生学、生化学、法学、体育学、情報学の専門家を配置することで適切な教育が行えるよう配慮している。また、養護教諭一種免許と同時に中学校一種免許保健あるいは高等学校一種免許(保健)の取得を目指す学生のため、教育職員免許のためのカリキュラムを設定している。この場合においても、適切な教員確保と配置に努めている。

b) 福祉栄養学科

- ・専任教員16人で厚労省の指定に従い100単位に及ぶ必修専門科目を運営している。しかし、2クラス制を厳守している関係で専門科目担当者の負担増の傾向にある。
- ・担当科目により負担度に大差が生じている。

《大学院》

- ・研究科全体の教員構成は、教授22人、准教授4人、講師4人の計30人である。臨床福祉学専攻の教員配置は教授13人(D⊕5人、M⊕5人)、心理臨床学専攻は教授9人(M⊕4人、M合2人)、准教授4人、講師4人である。
- ・臨床福祉学専攻博士前期課程では、基幹科目、研究領域科目(方法論系、理論系、保健福祉系)、心理系、演習、実習に分け整理しているが、基幹科目、演習、実習はすべて専任教員が担当している。専任教員13人で、きめの細かい指導がなされている。
- ・心理臨床学専攻では、基幹科目、研究領域科目(研究法系、理論系、心理臨床系)、演習、実習からなり、適切な内容で体系的に編成されているが、学生の学修・研究の可能性を高め、研究と臨床の両輪を向上させるために、基礎心理系と心理臨床系の教員をバランスよく組み合わせて配置し、臨床心理学科に属する心理系教員が原則として大学院で最低1科目の授業を担当するようにしており、17人の専任教員を配置している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の採用・昇任等

《学部》

- ・本学は福祉科学という総合的な学問領域を標榜していることから、学科には様々な専門領域と経験を持つ教員が必要となる。そこで、採用・昇任に当たっては、研究業績の評価に偏ることなく、教育、大学運営、地域・社会貢献等を総合的に評価している。
- ・教員の採用・昇任は、期初に開催される「経営教学協議会」にて年度方針が示され、その方針に基づき学部長から人事計画書の提出を求める。提出された人物像、昇任

推薦について学内機関である「人事委員会」で協議し、学長、理事長の承認後、募集・昇任の人事手続を開始することとしている。募集は、有用な人材を確保するため学内推薦と一般公募「研究者人材データベース（JREC-IN）」を併用している。

- ・教員の採用・昇任に関する方針の明示は、「大学教員任用・昇任規程」（以下「規程」という）と「大学教員任用・昇任選考基準」（以下「基準」という）の2つを整備することにより実現している。
- ・審査対象項目としては、「教育及び学術研究上の業績、学歴、職歴、人格等（「規程」第9条）」が挙げられており、それらを教授、准教授、講師、助教の選考基準を定める「基準」に照らして審査することとしている。

《大学院》

- ・大学院の任用・昇任に係る規程等は制定しておらず、学部の「規程」及び「基準」を準用している。
- ・業績評価を客観的・厳密・公平に行うため、補助資料として「大学院担当資格基準」を設け、「基準」を運用する際に活用している。

2) 教員評価制度

- ・個々の教員活動を「大学の使命・目的」に照らして評価し、それを通して教員が自らの活動を認識し、改善すべき方向を見定め、自己の能力向上・教育力の向上に繋げることを目的に教員評価制度を制定している。
- ・教員評価制度は、分野別の活動実績評価と配点の自己設定で構成されている。分野別の活動実績評価は、多岐にわたる教員活動を総合的に評価するため「教育」「研究」「大学運営」「地域・社会貢献」の4分野別で行っている。配点の自己設定は、教員の活動内容の多様性を尊重するため、各分野評価の全体に対するウエイト付けを、各教員が分野毎に自己設定できるようにしている。
- ・評価は被評価者による自己評価、学科長による1次評価、そして学長、副学長、学部長で構成する「評価委員会」の最終評価を経て、理事長承認後確定する。確定した評価結果とそれに対する総合所見は、教員全員にフィードバックすることとしている。また、評価結果について異議がある場合は、学長に異議申立を行い、「評価委員会」で再審査を受けることを可能としている。
- ・評価結果は、教員個人の自己改善の資料として活用するとともに、昇給・賞与へ反映している。

3) 教員の資質・能力向上への取組み

- ・「FD委員会」は、本学教員集団が「建学の精神に基づき、福祉社会の構築に貢献しうる人材の育成をめざす」という教育理念のもと、各学部・学科の教育目標の達成を図る上で不可欠な教育能力を開発し、教育力・教授力（技能）の向上を図るために設置された。
- ・本委員会はその任務の推進に当たって、FDの諸課題の緊急性に鑑み、任務の効率的な遂行を期してワーキンググループ（WG）方式を導入している。委員会が取り上げるべき実施プログラムごとにWGを設置し、月1回の委員会において各WGによる企画案の進捗状況等の提示により討議し、委員会企画を実施に移してきた。
- ・活動の主要プログラムとその具体的実施状況は次の通りである。

- ①最近の大学一般及び本学の現状認識を深めた上で、授業への取組みについて、事例等を踏まえて理解を深めるための「新任教員研修会」の開催
- ②新任教員が本学の教育環境や教務関連事項に習熟し、教育力向上に資するための「新任教員教務研修会」の開催
- ③FD活動への協力と理解を深めるための教職員を対象とした「FD研究会」の開催
- ④専任教員の講義を公開（授業参観）し、参観者から任意で意見を募り、相互に自己改善に資するための「授業の公開（授業参観）」の実施
- ⑤学生の習熟度の確認、学習意欲の喚起等のための「小テスト（quiz）」実施促進
- ⑥学生の授業評価に基づいた授業改善のための「学生による授業アンケート」の実施
- ⑦教員の授業上の工夫や反省等に基づく授業改善のための「自己点検表の実施」

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

- ・本学において、基礎的な教養を身につけるために「基礎演習」「総合教養」並びにその他の一般共通教育科目が置かれ、その内容等については「教育開発支援センター」が所管し、運営している。また、同センターの下部委員会として、副学長を長とする「教育活性化委員会」が設置され、特に「基礎演習」「総合教養」の内容等について検討、審議を行っている。これにより、全学的な教養教育実施の体制が整えられていると同時に、十分な指導力が発揮されている。また、このほか学科ごとにも「基礎演習」についてのワーキンググループが置かれ、教養教育を深める観点から、各種の検討を行っている。さらに、「総合教養」については新しい科目の設置も検討し、教養教育の基盤全体を深化させるべく、全学体制での周知徹底等が行われている。

(2) 2-8の自己評価

- ・社会福祉学科及び臨床心理学科では、教育目的及び教育課程に即した教員は十分確保・配置されている。
- ・健康科学科では、健康、安全、衛生、福祉に関する知識を修得させ、トータルヘルスの考えを実践、発信できる専門家を育成するために質、量ともに十分な教員を配置している。産業保健コースでは第一種衛生管理者の資格取得に直接関連する15科目中11科目は専任教員が担当しており、責任をもった教育体制がとられている。保健・養護コースでは、学外及び学内の実習のための専門家体制を構成することによって、実習が滞りなく円滑に行われている。養護教諭一種免許のための42科目（不開講の1科目を除く）のカリキュラムのうち33科目（全体の79%）が、中学校一種免許（保健）あるいは高等学校一種免許（保健）では41科目中（不開講の2科目を除く）29科目（全体の71%）が専任教員によって担当されており、教育場面における柔軟な指導と責任ある教育の確保が行われている。
- ・福祉栄養学科では管理栄養士国家試験受験資格及び卒業必須の専門科目が最低でも62科目必須となっており、なおかつ2クラスによる負担増はあるが、各専任教員の努力により円滑に教育がなされている。
- ・特別支援教育専攻科の場合は、他の学校種別（例、小学校、中学校）の教諭免許状を取

得した学生が入学しているため、教諭免許状を取得したとき教養教育を既修している。また、教育職員免許状では、特別支援学校教諭免除の取得条件に教養教育の受講は課せられていない。

- ・社会福祉学研究科臨床福祉学専攻については、教員の退職後の対応を考慮して、カリキュラムの改正や大学院担当者の人選などが今後の課題である。特に、博士後期課程の研究指導教員の不足が生じる見込みがあるため、その対策が急務である。
- ・社会福祉学研究科心理臨床学専攻においては、臨床心理学科の全教員が科目を担当するシステムをとっている。また、研究指導教員（M^合）以外の教員も、M^合教員と共同開講という形で研究演習を担当しており、こうした状況についてその妥当性を検討する必要がある。
- ・教員の採用・昇任に係る規程は整備され、適切に運用されている。一方、その人事手続を進める「人事委員会」の規程は未整備となっている。
- ・募集人物像に沿った教員は確保できているが、募集は学内推薦が中心で一般公募は補助的な位置に留まっている。
- ・被評価者の自己評価及び学科長の1次評価において、過大評価や評価格差があるが、教員評価制度も本格運用から3年が経過し、徐々に制度の理解が進んでいる。
- ・本学は、教育研究活動を全学的に活性化するために、平成21年度より「教育開発支援センター」を設置し、「FD委員会」はその下部組織として、FD活動を推進している。
- ・本学のFD活動は、全学体制で組織的かつ精力的に取り組んでおり、評価・改善を繰り返し継続することによって教員間にも浸透してきている。しかし、教員間でのFD活動に対する温度差もあり、具体的な成果という面ではまだ十分とはいえない。また、その成果については学生による「授業アンケート」や教員による「自己点検表」等で確認する必要がある。
- ・人間力をつけ、今日の複雑で変化の速い時代に対応できるようになるため、教養教育は本学においても極めて重要である。「教育開発支援センター」が集約的に教養教育に関する方針等を決定することにより、迅速かつ質の高い教養教育が展開できるものと考えられる。「教育開発支援センター協議会」は学長自らが主宰しており、教学に関する問題を集中的に議論することができる仕組みとなっている。また、教養教育の重要性については、全学的な共通認識が育成されていると思われる。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

1) 教員の採用・昇任等

- ・人事手続の透明化・明確化に向け、「人事委員会規程」を制定する。
- ・有用な教員を確保するため、募集に占める一般公募のウエイトを高める。

《学部》

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・専門職養成カリキュラム変更や退職者補充に対応すべく、動向を見極めながら柔軟な検討が必要である。

b) 臨床心理学科

- ・大学院で取得可能となっている臨床心理士受験資格取得に関連する科目の推移やその担当者、更には退職者補充をすべく、動向を見極めながら柔軟な対応をしていく。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・産業保健コースでは、第一種衛生管理者の資格取得に直接関連する科目担当の専門教員の年齢バランスが適切になるように一部補正していく方針である。
- ・保健・養護コースでは、時宜に応じた教育を行うために、専任教員による専門科目を増やす方策を検討していく。

b) 福祉栄養学科

- ・現行体制では専任教員の負担度に大差が生じているので、是正の方策を検討していく。
- ・管理栄養士国家試験対策の専任教員の必要性についても検討時期になっている。

《特別支援教育専攻科》

- ・現行の教員組織のもとで、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害、肢体不自由、身体虚弱を含む病弱）の資格取得を可能としている。将来計画として、専任教員数の増加を図り、特別支援学校のすべての障害種（上記の3障害に、視覚障害、聴覚障害を加えた5障害）に対応した特別支援学校教諭一種免許状の取得資格を付与できるようにすることが考えられる。

《大学院》

- ・現在は2名の大学院担当教員がいるが、その退職に伴いD^合教員を配置する。

2) 教員評価制度

- ・教員評価制度を継続・運用しながら課題の改善に取り組み、更なる定着と実効ある評価育成制度を構築する。

3) 教員の資質・能力向上への取り組み

- ・平成23年度には保健医療学部が新設され、本学も3学部体制となり、各学部・学科が抱える教育に関する課題も多様化してきている。このような背景から、FD活動も全学的な取り組みと各学部・学科別の取り組みの必要性が指摘されてきており、FD推進体制の更なる構築と充実が急務である。
- ・FD活動の一つである学生による授業評価に関しては、以前より全学的に組織的かつ意欲的に実施されているが、平成23年度の「FD委員会」と「授業評価委員会」の統合により、授業評価も本委員会の重要な課題の一つとなった。平成23年度には、学生による授業アンケートの調査項目の再検討を行い、より学生の声を反映したアンケートとなるよう検討し、実施する。
- ・教養教育の充実には各教職員の適切な認識と努力なしには達成されえないことを考えると、さらなるFDやSDでの議論等が必要であると思われる。また、「総合教養」の1つの内容等が未定であり、どのような教養教育を提供するのかプログラムをしっかりと策定する必要がある。

2-9 学修環境の整備

(1) 2-9 の事実の説明

2-9-① 校地、校舎、学修設備、実習施設、図書館等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- ・本学の校地は、大阪府柏原市の閑静な場所にあり、教育にふさわしい環境である。大学院、特別支援教育専攻科においては夜間講義があり、大阪市内に教室を設け教育研究活動に支障がないよう施設を整備している。
- ・校地、校舎等の面積は、大学設置基準を満たしている。大学が占有する校舎は4棟（大学本館、学園2号館、大学3号館、大学4号館）あり、他所属と共有する校舎も4棟（学園本館、短大4号館、短大5号館、高校2号館）ある。
- ・平成20年9月には、高校校舎（高校2号館）の一部を転用し、小講義室3室と自習室・演習室3室を増設した。平成21年10月には大学3号館（4階建：954.32㎡）を、平成23年5月には、大学4号館（8階建：7723.23㎡）を新設した。大学3号館は、2階に音楽室、3階に調理実習室、4階に養護看護実習室を配置し、主に実習教育を行う施設として利用している。自動ドア、エレベーターも設置してバリアフリーに対応している。大学4号館は、主に学年進行中の保健医療学部が使用する施設として新設した。1階から4階には、大中小の講義室(10室)とゼミ講義を行う演習室(10室)を配備。5階と6階には、「基礎医学実習室」「ADL実習室」「理学療法治療室」「作業療法治療室」などの実習施設を配備し、AV機器、教育研究機器・備品も充実した。
- ・講義室関連のAV機器更新が、平成19年度には一通り完了したので、平成20年度と平成22年度には、演習室にプラズマTV（50型・42型）を配備して、少人数学修環境の整備・充実を行った。
- ・平成21年3月には、学生より多くの要望のあった書籍販売店を併設したコンビニエンスストア（丸善キャンパスショップ）をオープンした。
- ・平成23年4月より、施設総合管理システムを導入し、常駐の施設・設備の管理要員を配置した。従来は、複数の業者を施設部にて手配して不具合・定期メンテナンスに対応してきたが、1社にまとめて契約し、指示命令システムを1本化し、スピードアップを図った。学生満足度に直結する不具合への初期対応を充実し、夜間や土曜日対応もできるシフトとした。
- ・平成23年度は、東日本大震災とそれに伴う原発事故を受けて、全国的に節電対応が望まれた。学生・教職員の理解を得ながらも、2基以上あるEVや自動ドアの1基運転や廊下の消灯、空調設定温度の管理、運転時間の短縮管理など前年比10～15%削減を目標として管理・運営を行っている。
- ・学生の自習スペースとして、図書館の他、学園2号館、高校2号館に自習用の教室を設置している。また、大学本館には自習用パソコンを配備した自習室を設置している。
- ・6月より使用開始予定の新棟(大学4号館)には、7、8階に自習用の大部屋2室と、小グループ用の学習室9部屋を設置している

- ・情報関連施設等については、「情報処理実習室」3室に合計160席、「学生自習室」1室に20席、「大学院研究室」2室に66席が設けられており、「情報処理実習」並びに「学生自習室」では、座席数分のコンピュータ台数を設置している。「大学院生研究室」においては、約3席に1台の割合でコンピュータを設置している。
- ・情報関連装置として、学内LANを設置しており、基幹は20Gbps、支線は1Gbpsで接続している。
- ・「情報処理実習室」は、平日の授業時間を除く9時から18時まで、「学生自習室」及び「大学院生研究室」は、大学の休日を除く8時から22時まで開放している。
- ・情報関連施設のスタッフは、専任・非常勤合わせて8人を配置し、全館の管理を行っている。
- ・図書館の学生の閲覧席は225席であり、図書を48,035冊、視聴覚資料を2,478点所蔵している。雑誌は冊子体で299種類、電子ジャーナルで725種類を閲覧することができる。併設の短大図書館を共用する体制を整え、学生数1割の座席数を確保している。
- ・平成20年度に受審した大学機関別認証評価において参考意見として附された図書館の開館時間延長については、実施に至っていないが、学生の学修支援の観点から、学園2号館、大学4号館に自習用の教室を設け、参考書を設置し、21時まで開放している。
- ・授業概要に記載されている参考図書を利用に供する「シラバスコーナー」を設け、授業の予習復習に活用できるようにしている。
- ・図書館システムは、「情報館 v6」を導入し、図書館ホームページから情報検索ができるようにしている。
- ・平成22年度の利用状況は、貸出冊数17,556冊、レファレンス件数417件、図書館相互利用件数588件であり、学生1人あたりの貸出冊数は8冊である。
- ・図書館利用指導については、「基礎演習Ⅰ」の中での導入教育の一環として実施している。また、3年生に対してゼミ単位で文献探索ガイダンスを実施し、学術情報ナビゲーター「CiNii (サイニイ)」などのデータベース検索指導及び大学図書館間相互利用の説明をしている。
- ・図書館の利用促進と文書作成力の向上をねらいとし、「図書紹介文コンテスト」を平成21年度から実施している。応募数は平成22年度春学期63編、秋学期77編であった。
- ・地域を限らず利用を希望する学外者に図書館利用を認め、地域に開かれた図書館を目指しており、平成22年度は57人の利用登録があり、236冊の貸出があった。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

- ・本学における収容定員と入学定員、在籍学生については次の通りである。

《学部》

- ・平成23年5月1日現在の収容定員に対する在学生の比率は、社会福祉学部社会福祉学科が0.82倍、臨床心理学科が0.85倍、健康福祉学部健康科学科が0.80倍、福祉栄養学科が1.03倍、学年進行中の保健医療学部リハビリテーション学科が1.08倍

となっている。

表 2-9-1 学科入学者・在籍者状況

学部	学科	入学定員	入学者数	入学者/定員比率	収容定員	在籍者数	在籍者/定員比率
社会福祉学部	社会福祉学科	240 人	176 人	0.73 倍	1,040 人	857 人	0.82 倍
	臨床心理学科	100 人	57 人	0.57 倍	440 人	373 人	0.85 倍
健康福祉学部	健康科学科	90 人	79 人	0.88 倍	380 人	303 人	0.80 倍
	福祉栄養学科	80 人	87 人	1.09 倍	330 人	341 人	1.03 倍

※収容定員、在籍者数においては編入学生を含む

《大学院》

- ・臨床福祉学専攻博士後期課程及び心理臨床学専攻修士課程は収容定員を満たしているものの、臨床福祉学専攻博士前期課程では収容定員を満たしていない。

表 2-9-2 大学院入学者・在籍者状況

研究科	専攻	課程	入学定員	入学者数	入学者/定員比率	収容定員	在籍者数	在籍者/定員比率
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻	博士前期課程	20 人	8 人	0.40 倍	40 人	20 人	0.50 倍
		博士後期課程	3 人	3 人	1.00 倍	9 人	12 人	1.33 倍
	心理臨床学専攻	修士課程	10 人	11 人	1.10 倍	20 人	26 人	1.30 倍

(2) 2-9 の自己評価

- ・少人数学修環境の充実への要望に対応するため、高校校舎の転用で、講義室・演習室・自習室の学修環境は、増設・改善された。平成 23 年 5 月に大学 4 号館が完成し、講義室・演習室・自習室の学修環境は、十分に確保されたが、1 人当たりの校舎面積は専用で 8.3 m²/人（共用含めて 14.4 m²/人）と全国平均的には少ない。
- ・学修環境に必須である講義室、演習室の AV 機器設備の機器更新や増設は、年次計画をたてて、順次改善されている。
- ・学部においては、収容定員からの乖離を抑える必要があるが、授業を行う学生数としてはほぼ適切な比率となっている。
- ・大学院では、臨床福祉学専攻の志願者が少なく、故に入学者が充足できない状況である。

- ・ 定期的（およそ 5 年毎）に最新の設備に更新している。
- ・ 情報関連施設の快適な利用環境の維持に努めており、トラブルによる利用停止は発生していない。
- ・ 教育支援 IT システム等を含めソフトの充実や、運用面での改善が進展していない。
- ・ 図書館は、カリキュラムに即した図書を収集・提供するため、教員選定に重点を置いている。また、学生選書サポーターによる選定も実施し、授業の理解に役立つ資料の提供を行っている。
- ・ 開館日数は 253 日となっており、19 時（授業開講中の平日）までの利用体制を整えている。また、試験期間については 20 時（平日）まで開館している。
- ・ 図書館の開館時間延長については、実施に至っていないが、自習室の設置により学修環境を整備した。
- ・ 紹介文コンテスト、図書館ガイダンス、学生作品展示などを通じ、授業との連携強化を図ることで教員からの協力を得られやすい体制を整えている。
- ・ OPAC については学外公開に至っていない。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 箱物である施設は、確保できてきたが、新たな教育プログラムに対応した設備・備品の更新や更なる省エネ手法を取込んだ管理・運営方法の構築・実践が望まれる。
- ・ 1 人当たりの校舎面積が専用で 8.3 m²/人（共用含めて 14.4 m²/人）と少なく、今後転用される専門学校の校舎の有効利用を計画・検討中である。
- ・ AV 機器設備の充実は、5~10 年サイクルで更新計画が必要なながら、ソフトや媒体の進歩の速度がそれ以上に速く、対応するハード面の機器更新時期は日に日に短縮されてきている。最新の教育ソフトに対応できる AV 機器設備の更新は、タイムリーに行うことが要望される。
- ・ 省エネルギーの管理・運営は、今年度より大々的に実施しているが、平成 24 年度以降の維持、継続性のモチベーションの確保、実践と更なる改善に必要な設備投資（LED 照明化など）の計画、実践が必須事項と考えている。
- ・ 入学者数、在籍者数とも学部においては学生数の確保について厳しい状況を迎えており、志願者が魅力を感じるように、授業・教育内容の更なる充実、施設の整備など改善・工夫を行っていく。
- ・ 入学者の選別を緩和せざるを得ない状況の中、受け入れた学生を育てるための多様な修学支援環境を整えていく必要がある。
- ・ ICT を活用し、学内のみならず、学外からも利用可能な学修環境の整備、更にクラウドの利用やモバイル機器への対応を推し進める。
- ・ 学修・研究支援の基盤となる資料の収集・整備は継続が必要であり、さらに教員の協力体制づくりを強化する。
- ・ OPAC の学外公開、学修・研究成果の公開などの機能及び電子ジャーナルの充実を図っていく。
- ・ 図書館の開館時間延長については、引き続き検討を進める。
- ・ 自習室に設置する参考書については、必要に応じて充実を図っていく。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

(1) 3-1 の事実の説明

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- ・学園の運営に関わる基本的方針を「学園運営基本方針」として定め、毎年度の「事業計画書」「事業報告書」へ記載し、学園内外に公表している。また、学園の基本理念である「建学の精神」「学園の使命」「学園職員の責務」についても、「事業計画書」「事業報告書」へ記載し、学園内外に公表している。これらについては、毎年度 11 月理事会にて再確認を行い、見直し・修正を加えている。
- ・組織倫理については、「就業規則」内で服務規律として明確化し、教職員に示している。また、新規に入職する教職員には、入職時に新入教職員研修会を開催し説明を行っている。その他組織倫理に関する規程として「人権擁護規程」「セクシャルハラスメント防止等に関する規程」「個人情報保護に関する規程」「公益通報規程」を定め、教職員に徹底している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・大学の使命・目的は、絶えず検証され衆知を集めながらその現代化がはかられている。
- ・大学の使命・目的をより実践的に具体化していくため、大学全体でカリキュラム改革への取組みを開始した。
- ・教職員に対しては、使命、教育理念、教育目的・目標の唱和が提起され、会議又は朝礼等その開始前に徐々にではあるが具体的に実践されてきている。また、唱和を通じてその精神のより一層の実践が働きかけられている。
- ・学生に対して入学式及び卒業式において、学長より講和を通じその精神について懇切丁寧な説明がなされている。
- ・学外に向けては、「大学案内」、ホームページ及び広報誌等を通じ本学の使命・目的の説明を行っているが、より理解が進むよう内容の精査に努めている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

- ・本学園は学校教育法、私立学校法に準拠した「学校法人玉手山学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）及び「学校法人玉手山学園寄附行為施行細則」（以下、「施行細則」という。）に基づき運営を行い、法令遵守に努めている。また、学園の業務運営を円滑に行うことを目的とし、「学校法人玉手山学園運営細則」（以下、「学園運営細則」という。）を定め、第 3 条において大学の部門別組織並びに事務分掌について規定している。
- ・本学は、大学設置基準の、「教育研究上の基本組織」「教員組織」「教員の資格」「収容定員」「教育課程」「卒業の要件等」「校地、校舎等の施設及び設備」並びに「事務

組織等」に基づき整備している。なお、「事務組織等」を除く諸項目に係る本学の現状については、関連基準項目（2-1、2-2、2-4、2-8、2-9）を参照のこと。

- ・他の基準項目において定めのない「事務組織等」（大学設置基準第 41・42 条）について、事務局には「総務部」「入試広報部」「教務部」「学生支援センター」「情報センター」「図書館」の 6 部署を置き、合計 60 人の専任職員（実習助手除く）を配置している。そのうち、学生の厚生補導を担う主な組織として、「学生支援センター」（保健室・学生相談室含む）と「教務部」を置き、それぞれ 9 人と 14 人（実習助手除く）の専任職員を配置している。
- ・適宜発令される通知等については、その内容を判断し、該当部署又は部署横断型のプロジェクトチームを組成して対応に当たっている。
- ・法令や通知等に係る学内での運営については、必要に応じて学内規程を定め、それに基づく運営によって法令等の遵守に努めている。

3-1-④ 環境、人権、安全への配慮

- ・環境への配慮に関しては、法人本部施設部が中心となり、大学にふさわしいキャンパスの環境整備を実施している。具体的には、新校舎建設の企画・実施、キャンパス全体の施設・設備のメンテナンスと改修を実施している。
- ・人権への配慮に関しては、「個人情報保護」「キャンパスハラスメントの防止と対策」「人権擁護」の 3 つの項目に分類し、人権に配慮している。
- ・個人情報保護に関しては、個人情報の保護に関する規程の整備と「個人情報保護委員会」の設置・運用をすることにより、個人情報の保護に努めている。
- ・キャンパスハラスメントの防止と対策に関しては、『キャンパスハラスメントの防止について』の文書を学内に公示するとともに、全学生、全教職員に『キャンパスハラスメントの防止のために』と題したパンフレットを配付するなどし、その防止に努めている。
- ・人権擁護に関しては、「人権擁護委員会」が主催する「人権講演会」を年に 1 回の頻度で全教職員を対象として開催している。
- ・安全への配慮に関しては、「資料 3-1-3」に示すように、「防火対策」「職場の安全衛生」「危機管理」「気象警報対応」の 4 つの項目に分類し、安全への配慮をしている。
- ・防火対策に関しては、防火管理規程の整備と「防火対策委員会」の設置・運用をすることにより、防火対策に努めている。
- ・職場の安全衛生に関しては、「学校法人玉手山学園安全衛生管理規程」の整備と「安全衛生委員会」の設置・運用をすることにより、職場の安全衛生を管理している。
- ・危機管理については、平成 20 年度に受審した大学機関別認証評価において参考意見として付された「危機管理マニュアル」の整備には至っていないが、「学校法人玉手山学園危機管理規程」を平成 20 年 10 月に整備し、危機管理体制と対処について規定している。
- ・気象警報対応に関しては、ホームページや Web 掲示板等も利用して全学生に休講情報を案内できるよう工夫している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

1) 教育情報の公開

- ・建学の精神、使命と目的、3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）、教育情報、研究活動情報等については「大学案内」ホームページ上で公開している。
- ・「広報誌発行委員会」は大学・短大各学科の教員と各部署の職員とで構成され、協働して各種広報誌を編集発行している。
- ・大学関係では次の広報誌を発行している。
 - ①『福科大通信』…大学生と保護者にむけた情報誌。学内の出来事や身近な話題を編集して年間2回発行している。保護者には、学生の大学生活の様子を情報源として郵送し、教職員にも配付している。
 - ②『感恩のこころ』…関西福祉科学大学教育後援会の会報誌であるが、広報誌発行委員会が編集を担当し、年1回発行している。教育後援会の会員向けではあるが、学生、教職員にも配付している。
- ・広報誌発行委員会によるものではないが、教員の研究成果発表媒体として以下の定期刊行物も刊行されている。
 - ①『関西福祉科学大学紀要』
 - ②『関西福祉科学大学 心理・教育相談センター紀要』
 - ③『関西福祉科学大学 EAP 研究所 紀要』
 - ④『総合福祉科学研究』（学内学会誌）

2) 財務情報の公開

- ・本学園は財務情報の公開として、「閲覧希望者への対応」「ホームページでの公開」「広報紙での公開」といった3つの公開方法をとっている。
 - ①閲覧希望者（利害関係者）への対応…
法人本部事務室内に閲覧用として「決算書」「予算書」「財産目録」「事業計画書」「事業報告書」を備え付けており、「書類閲覧申請書」を提出により閲覧できる体制をとっている。
 - ②学園ホームページでの公開…公開内容は次の通りである。
決算関係…決算概要、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、
財産目録概要、監査報告書
予算関係…予算概要、資金収支予算書、消費収支予算書
 - ③広報紙での公開…
法人として発行している「玉手山学園広報」の秋号に例年、決算関係では「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」を大科目ベースで掲載し、説明として決算の概要も掲出している。予算関係では「資金収支予算書」と「消費収支予算書」を大科目ベースで掲出し、説明として予算の概要も掲出している。

(2) 3-1 の自己評価

- ・学園の運営に関わる基本方針等については、学園ホームページに掲載することに

より、学園内外に広く公表している。

- ・社会的機関としての組織倫理については、規程を整備し、教職員への周知徹底に努めている。
- ・大学の使命・目的と各学科における教育目標とのすり合わせが一定前進した。
- ・大学の使命・目的は、学内外対象の全ての広報媒体について最も分かりやすいように内容の精査をはかりながら周知に努めている。
- ・大学の使命・目的については、絶えず記述内容の精査がはかられており、建学の精神とともにこれに沿った方向で各学部・学科の教育・研究の取組みが組織されており、確固とした教育体系が構築されている。
- ・学校教育法、私立学校法、大学設置基準、並びに各種通知等について、本学の現状はそれらの規定に対応できている。また、運営についても必要に応じて学内規程を定めるなどの対応を取っており、学校法人及び大学を設置・運営するのに必要な基準は遵守できている。但し、本学の現状に適した形での更なる水準の向上に向けた施策が求められる。
- ・環境への配慮に関しては、法人本部施設部が中心となり、キャンパス環境の整備が実施され、大学にふさわしいキャンパス環境を整えている。
- ・人権への配慮に関しては、各種規程の整備・委員会の設置と運用が実施され配慮がなされている。
- ・安全への配慮に関しては、各種規程の整備、委員会の設置と運用が実施され配慮がなされている。
- ・適正な情報発信をおこなっている。
- ・大学関係の発行誌については、学生向けと保護者向けという各媒体の性格付けを明確にし、「伝えたいこと」と「知りたいこと」の融合を図り、奏効している。しかしながら、現状は、学内向けにとどまっている。今後は、地域関係機関など学外への配布も実現する必要がある。そのためには、発信すべき情報の集約と編集作業にもっと多くの力を注がなければならない。現状の「広報誌発行委員会」のメンバーは、学内各部署からの選抜（寄せ集め）チームであるため、情報の提供資源としては機能しても、発信の方向付けと編集業務には改善の余地がある。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・組織倫理に関する規程全般については、その周知と遵守をより徹底するため、平成19年度より、グループウェア（サイボウズ）で公開し、閲覧可能な状況を整備している。今後、常に最新の規程を掲載し、より一層周知徹底に努める。
- ・大学の使命・目的は、唱和による身体的体験を通して意識的定着を図るよう努めているが、その目的を更に達成するためには定期的に今日の内容へと到った歴史的背景及びその基本的理念についての学修を講義を通して深め、真正見解の立場に立って大学構成員が全員正しく共通認識が持てるよう仕組みづくりに取り組んでいかねばならない。
- ・大学の設置・運営に関する法令等の遵守に係る向上方策として、法令・通知等が改正・発令された場合には、所管部署の早期決定と、当該部署での迅速な内容把握及

び適切な理解に努め、本学における関連諸課題の早期発見と対応を行っていく。また、法令等を踏まえ定めている本学の規程については、規程内容と現状運用が一部一致していないケースや、規程自体が形骸化しているケース等が見受けられるため、諸規程の点検を含め、実態に即した内容に修正し、更なる適正管理に努める。

- ・環境への配慮に関しては、施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規程、運用方針等が未整備となっていることから、速やかに整備する。
- ・人権への配慮に関しては、学内での講演会開催頻度を増加させる等、現在の活動をさらに発展させる。
- ・安全への配慮に関しては、「危機管理マニュアル」を整備し、現在の危機管理体制をさらに発展させる。
- ・今後現状以上に詳細な情報発信をすすめて行く。
- ・広報誌発行について、情報源としての委員会は活性化しつつも、学内外（学園内外）への総合的な情報発信の方向付け・情報の収集・有機的な編集などの業務を本務として行う部署（例えば「広報室」）の設置を検討していく。この部署は、大学（学園）全体の情報を統括し、学内外への情報発信広報戦略の構築業務を担い、広報誌・研究発表誌・ホームページ・CMなどを統括し、マスメディア対応の窓口ともなる、いわば「広報戦略室」である。

3-2 理事会の機能

(2) 3-2 の事実の説明

3-2-① 目的・使命の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・本学園は、同一校地内に大学、短期大学、高等学校、幼稚園、専門学校を有しており、各学校間の調整を要する事項も多く、緊密な調整が必要となるが、同一校地内に共存するメリットも大きく、「理事会」「運営理事会」「評議員会」「所属長会」を中心とした管理運営体制を整備し、円滑な運営を行っている。
- ・私立学校法第 36 条に従い、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する機関として「理事会」を置いている。「理事会」は、学園の最高意思決定機関であり、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に従い運営し、学園の経営・運営に係る重要事項について審議している。原則 2 ヶ月に 1 回開催であり、監事も出席することにより、理事と監事の情報共有を図っている。
- ・「理事会」を補完する機関として「運営理事会」を置き、「学校法人玉手山学園運営理事会規則」（以下、「運営理事会規則」という。）に従い運営し、「理事会」より委任された日常の業務執行に関わる事項を審議・決定している。運営理事会で決定した事項は、「運営理事会規則」第 7 条に基づき、理事会に報告している。原則月 1 回開催である。また、「運営理事会」の議事録については、理事及び監事、各所属長に送付することにより、審議決定事項の情報共有を図っている。
- ・諮問機関として「評議員会」を置き、「寄附行為」及び「寄附行為運営細則」に従い、

原則年 3 回開催している。「評議員会」への諮問事項については、「寄附行為」第 22 条に定めている。評議員の内 9 人は理事との兼務者であり、「評議員会」には監事も出席するため、諮問事項については、十分に情報共有が図れている。

- ・各学校園の校務のうち、学園として全体調整を必要とする事項について協議する「所属長会」を設けている。「所属長会」は、「学園運営細則」第 11 条に従い、各部門の所属長と学園長の指名に基づく理事をもって構成し、原則月 1 回開催している。
- ・常勤理事は、「理事会」「運営理事会」「評議員会」「所属長会」の全てに出席することを原則としている。学園内の状況・情報把握が容易で円滑な意思決定に結びついている。

(2) 3-2 の自己評価

- ・「理事会」「運営理事会」「評議員会」「所属長会」を中心とした管理運営体制を整備しており、それぞれが円滑・適正に機能している。また、それぞれに諸規程を整備しており、諸規定に従い、適正な運営を行っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・非常勤理事に対する学校法人の運営状況についての情報提供として、「理事会」「評議員会」では、資料に基づき議案に関する情報提供を行い、「理事会」「評議員会」を欠席した理事には、後日「理事会」「評議員会」資料と議事録を送付している。また、月 1 回開催される「運営理事会」「所属長会」においても、資料と議事録を送付し、情報提供を行っている。さらに、年度当初には各学校園のパンフレット配付、大学教授会議事録、大学評議会議事録、学園事務連絡会記録の送付並びに「玉手山学園広報」及び各学校園の広報誌の送付を行っており、これらの情報提供を引き続き推進していく。また、新たに情報提供できる事項があれば、適宜提供を検討していきたい。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

(1) 3-3 の事実の説明

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

- ・大学の意思決定機関として「大学評議会」「学部教授会」「研究科委員会」等がある。
- ・「大学評議会」は大学の教学に関する最高審議機関である。学長が主宰し、副学長、学部長、事務局長、各部長など主な管理職で構成され、原則毎月 1 回開催している。運営は「大学学則」「大学評議会規程」に則り、教育研究、将来計画、学則改正、教員人事等多岐にわたる重要な事項について審議を行っている。
- ・「学部教授会」は学部毎に設置し、学部の教学に関する重要事項を審議している。学部長が主宰し原則毎月 1 回開催している。構成は学部長、教授、准教授及び講師である。運営は「大学学則」及び「大学教授会規程」の定めにより適正に行っている。
- ・大学院には「研究科委員会」を設置し、研究科長を議長として原則毎月 1 回開催し

ている。運営は「大学院学則」「研究科委員会規程」の定めるところにより行っている。

- ・大学では学部毎に「学部教授会」、また大学院では「研究科委員会」を開催しているが、重要事項に関しては「学部教授会」「研究科委員会」の議を経た後、「大学評議会で最終審議が行われる。
- ・学科毎に毎月1回、学科教員全員参加で「学科会議」が行われ、学科運営に関する協議の場を持っている。大学院においても、「学科会議」に準じて「専攻会議」が行われている。
- ・各部署、各学科などの諮問機関として、学長の下に各種委員会を設け、全教職員参画のもと大学の運営を行っている。
- ・大学運営に関する諮問・調整機関として「執行部会」を設け、学長以下教員、職員の主要管理職が出席し、当面の大学運営の諸案件について意見交換を行っている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

- ・「大学学則」第9条第2項において、「学長は学校教育法の定めるところに従い、校務を掌り、所属職員を統督する。」と規定しており、大学における意思決定権、責務、裁量権限は学長にあることを明確にしている。
- ・実際の管理運営においても、学長をトップとした組織体制を構築しており、学長のリーダーシップの確立が図られている。
- ・学長（理事長兼務）のリーダーシップを支える組織として、法人本部に経営企画室を設置しスタッフを配置している。また、大学事務局総務部内にも企画チームを置き、法人本部経営企画室と連携し、学長を支える体制を敷いている。

(2) 3-3の自己評価

- ・大学の意思決定機関は、諸規程に従って整備されている。各種会議は出席率が極めて高く、大学の発展を目指し活発な協議がなされ、十分に機能を果たしている。
- ・各種委員会に数多くの教職員が参画し、大学運営の円滑化に努めている。しかし、一方で大学運営に受動的な教職員も存在することから、なお一層の意識向上と実務への積極的な参画を求めて行く。
- ・学長を支えるスタッフが一部シンクタンクの機能を果たしており、会議での議題内容等の充実により、活発な議論を誘発している。そのことが、学長のリーダーシップの確立に繋がっている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・「執行部会」「学科会議」「専攻会議」は、適切に開催され有効に機能しており、管理運営面で重要な役割を担っている。しかし、規程がなく位置づけが不明確であることから、規程化を検討していく。
- ・学長を支える組織、スタッフは存在するが、組織は法人本部と大学に分散している。また、スタッフは他業務も兼務しており、十分な体制とはいえない。独立した経営企画組織及び専従スタッフの配置を検討していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

(1) 3-4 の事実の説明

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- ・学園の最高意思決定機関「理事会」(3-2-①参照)の構成員である理事は9人(平成23年5月1日現在)であり、内4人は大学関係者(学長、副学長2人、事務局長)となっており、教学部門の意向が十分に反映される体制となっている。また、「寄附行為」第6条第2項において、関西福祉科学大学長を理事の選任要件の一つとして規定しているため、継続的に教学部門の意向が反映できる体制が整っている。
- ・経営・管理部門と教学部門の意見交換の場として、「経営教学協議会」(原則月2回開催)がある。「経営教学協議会」は、理事長、法人本部長、大学長、大学副学長、短期大学長、大学・短期大学事務局長により構成する。大学・短期大学運営において経営・管理部門と教学部門の調整を必要とする案件や教職員人事等について、活発な意見交換を行う場として、円滑に機能している。重要案件については、「経営教学協議会」での意見交換ののち、「運営理事会」(3-2-①参照)「理事会」等において審議を行っており、意思決定を円滑に行うための体制が整備できている。
- ・学園として全体調整を必要とする事項については、「所属長会」(3-2-①参照)において審議された後、法人本部、大学・短期大学事務局、高等学校、幼稚園、専門学校の事務部門が、所轄事務について相互に連絡、調整を図るための「事務連絡会」(月1回開催)において運営の調整を行っている。「事務連絡会」には、各事務部門の責任者が出席し、行事や取組み事項等相互に連絡、調整が必要な事項を中心に活発に意見交換を行っており、その機能を十分に果たしている。また、「学園運営細則」第16条に従い、適切に運営している。
- ・大学内の教学に関する最高審議機関として「大学評議会」があり、構成員である学長、副学長2名、事務局長は理事を兼務しており、法人と大学間の意思疎通は十分になされている。また、「大学評議会」「学部教授会」の審議事項について事前に調整を図る場として「執行部会」がある。理事である大学関係者が「執行部会」を通じて「理事会」と「学部教授会」の情報共有を行っており、法人と大学各部署及び教員とも十分に意思疎通が図れる体制となっている。
- ・図3-4-1の通り、法人及び大学の各部門は諸会議を通じて、十分に意思疎通が図れるよう体制が整えられている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「経営教学協議会」「執行部会」は有効に機能し、管理運営体制の重要な役割を担っているが、規程が整備されていないため、規程化を検討する。
- ・「執行部会」で調整している「大学評議会」「学部教授会」の議題、更にそれらに関連する意思決定ルート of 峻別については、現在逐次内容により決定しているが、過去の事例を整理し、効率的な協議に資する。

3-5 業務執行体制の機能性

(1) 3-5 の事実の説明

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

- ・学園の組織が適切にその機能を発揮し、業務運営が円滑に行われるよう「学園運営細則」を設けている。学園内の組織は、「学園運営細則」に従い、円滑に業務を遂行している。
- ・学園の各所属は、毎年度始めに、校務分掌を作成し、法人本部財務部へ提出しており、適切な役割分担と責任の明確化が図れている。
- ・主要管理職の人事は「理事会」にて決議されており、権限が適切に分散されるよう組織的に決定を行っている。また、職員の配置についても、「経営教学協議会」を通じて、経営・管理部門と意見交換が行われ、効果的な業務執行が図れるような体制を確保している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

- ・本学園では、「改正私立学校法 Q&A」（文部科学省作成）に沿って、毎年度「事業計画書」を作成している。「事業計画書」については、3月の「評議員会」（3-2-①参照）にて意見を伺った後、「理事会」（3-2-①参照）において審議、承認されている。決定した「事業計画書」については、学園ホームページ等を通じて、学園教職員並びに一般の方々にも広く公表し、共有している。また、毎年度終了時には、「事業報告書」を作成し、5月の「評議員会」にて意見を伺った後、「理事会」（3-2-①参照）において審議、承認されている。決定した「事業報告書」については、学園ホームページ等を通じて、学園教職員並びに一般の方々にも広く公表し、共有している。
- ・学園の各所属においては、「事業計画書」に記載した重点項目をさらに深化し、具体的な戦術を加えた「事業計画」を毎年度策定し、実践している。「事業計画」については、「事業計画進捗フォロー表」を用いて、PDCAの推進を行っている。
- ・「事業計画」の目標については、担当部署を明確にすることにより、目標達成に向けて、円滑な取り組みが出来るような体制としている。さらに、担当部署の目標は、各担当者の人事評価の達成目標項目にも組み込まれており、円滑な業務執行が可能となっている。
- ・本学園は人事評価制度を導入しており、担当部署の「事業計画」目標、担当業務を

踏まえ、教職員は年度当初に「人事評価表」を用いて、各個人の目標を立てる。職員については、上半期終了後に「人事評価表」を用いて、目標に対する中間報告を行い、進捗状況の確認と下半期に向けての課題抽出を各個人と上司が行う。年度末には教職員共、成果達成について自己評価を行い、さらに上司による1次評価、2次評価が行われる。評価については、最終的に教員は「総合評価通知書」で、また職員は「評価・育成フィードバックシート」を用いてフィードバックされる。

- ・学園の「事業計画書」における重点目標は、「事業計画」「人事評価」を通して、各個人目標となり、目標達成に向けた取組みが行われる。また、上半期終了後と期末には進捗状況・成果達成の確認を行うことにより、業務執行の管理が行われている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

- ・職員の資質向上の取組みはOJTを基本としている。これを補完するため、外部研修機関が開催する研修や講習等に、職員を計画的に派遣している。研修及び講習等を受講した職員に対しては、「研修出張報告書」の提出を義務付け、各部署で報告会を実施するなどして研修成果を学内に反映している。また、現状、各部署内に留まっている研修成果を大学全体に反映させることを目的に、大学事務局全体での研修報告会を実施している。
- ・SDの啓発・実践としては、文部科学省答申等時事関連資料・SD関連文献・記事等を収集・情報発信するとともに、知識の共有化、プレゼンテーション能力の向上等を目的に、小グループ読書会（情報・意見交換会）を計画・実施することとしている。
- ・職員の自己啓発促進については、業務に関連した各種説明会やセミナー、シンポジウム等を広報し、積極的な参加を奨励している。また、職員の経済的負担の軽減を目的に参加費等の経費補助を行っている。
- ・厳しい経営環境の中にあって、経営を改革していける中核人材や、その実行を支える人材を育成し、職員それぞれの役割や成果、貢献に応じたより適切な処遇の実現を目的に新人事制度を制定している。
- ・新人事制度は、「等級制度（能力開発・適切な役割の明示と付与）」、「評価育成制度（成果や行動の評価とフィードバック）」、「給与制度（年齢と等級（役割）と成果（貢献）に基づく決定）」で構成されている。評価育成制度では、等級ごとに評価項目を自主設定できるようにしている。
- ・評価結果は、職員全員にフィードバックし個々人の成長につなげている。
- ・大学運営に関する諮問・調整機関として、毎週1回「執行部会」が開催され、学長以下教員、職員の主要管理職が出席し、当面の大学運営の諸案件について意見交換を行っている。また、学長の下に各部署、各学科などの諮問機関として各種委員会を設置し、全教職員参加の形で大学の運営を行っており、職員の経営・教学組織への参画を通して、教職協働の実現を図っている。

(2) 3-5の自己評価

- ・学園内の組織は、「学園運営細則」に従い、業務を遂行しており、毎年度始めには校務分掌も作成することにより、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編

成ができている。また、職員の配置についても、十分な検討を行ったうえで決定しており、業務の効果的な執行体制が確保できている。

- ・学园内各校園における年度目標については、「事業計画」を作成し、「事業計画進捗フォロー表」を用いて PDCA サイクルを回しており、業務執行の管理が出来ている。また、教職員の業務については、人事評価制度を通じて、業務執行の管理が出来ている。
- ・外部研修への派遣、また自己啓発を積極的に支援するなど、職員の資質向上に積極的に取り組んでいる。しかし、外部研修は単発的なものが多く、職員を体系立てて育成するシステムとなっていない。効果的、かつ効率的な研修体系の構築が課題である。
- ・被評価者の自己評価や直属上司の1次評価において、過大評価や評価格差があるが、職員の新人事制度も本格運用から4年が経過し、徐々に制度の理解が進んでいる。
- ・職務（業務）分掌規程が整備できていない。その結果、等級（役割）ごとに求められる仕事内容、権限が不明確で、人事評価にあいまいさを残すこととなっている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・私学を取り巻く厳しい経営環境に適応するため、今後より一層盤石な組織編成を行う必要がある。職員の配置についても、「経営教学協議会」を通じて、意見交換が行われているが、規程等による明確なルール化がなされていないため、今後、ルール化の必要性について検討する。
- ・業務執行の管理体制として、「事業計画進捗フォロー表」により PDCA サイクルを回しているが、近年形骸化しているように見受けられるため、見直しを行う。
- ・要員規模により実現には困難を伴うが、外部研修機関のメニューも活用しながら、自前の職員育成プログラムを検討する。
- ・新人事制度を継続・運用しながら課題の改善に取り組み、更なる定着と実効ある評価育成制度を構築する。

3-6 財務基盤と収支

(1) 3-6 の事実の説明

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・本法人では「学園中長期計画」を策定し、それに基づき、健全な財政状態を維持するために中長期の財務計画を作成している。
- ・社会的ニーズに応じて平成23年4月に保健医療学部リハビリテーション学科を設置し、3学部5学科1研究科となり、平成21年度に大学3号館、平成23年度に大学4号館を建設し、これらの事業については、全て自己資金で行い、現在に至っても借入金はない。これは中長期の事業計画に基づいた上での事業実施であるとともに健全な財政状態を維持してきている成果である。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・ 本学は、現在 3 学科が定員割れしているが、健康福祉学部福祉栄養学科、保健医療学部リハビリテーション学科では定員を確保し、過去 5 年間（平成 18～22 年度）の経営状況を消費収支計算書で見ると、大学部門では平成 18 年度 3 億 900 万円、平成 19 年度 7 億 2,900 万円、平成 20 年度 6 億 5,500 万円、平成 21 年度 2 億 8,700 万円、平成 22 年度 4,600 万円の収入超過となっており、消費収支比率においても過去 5 年平均で 85.88%と堅調である。法人全体では平成 22 年度の翌年度繰越消費収入超過額は 14 億 1,800 万円である。

(2) 3-6 の自己評価

- ・ 18 歳人口の減少により、大学法人を取り巻く環境の変化から本学においても学生数の確保については厳しい状況下であり、学生数の漸減に伴い学生生徒等納付金収入は、減少傾向にある。
- ・ 在学生の中途退学や除籍が若干増加傾向にあることが本学の財政にも少なからず影響を与えている。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 健全な財政の確立のためには、安定した入学志願者の確保が財政の安定化に繋がることは明らかである。よって、安定した財政状況を確保し続けるためには、入学志願者を増やす必要があり、国家試験合格者数の実績を伸ばし社会的にも貢献できる人材の育成に一層尽力し、積極的な広報・学生募集活動を行うように努める。
- ・ 在学生の中途退学者抑制のため、学生アンケートの実施、学生支援体制の充実、各種教育プログラムの充実に努める。
- ・ 収入面において特別補助金、研究費等の外部資金の獲得に努めるとともに、支出面では予算の執行管理の精度を上げることで管理経費を節減し、教育目的を達成するために教育研究経費の増加に努める。

3-7 会計

(1) 3-7 の事実の説明

3-7-① 会計処理の適正な実施

- ・ 学園全体の資金の受入及び支払業務に関しては、「学校法人会計基準」「学園経理規程」「同施行細則」に基づき全て法人本部財務部で処理をしており、会計処理に関して不適切及び不透明な予算執行が行われない体制をつくっている。会計処理等に疑問が生じた場合は、日本私学振興・共済事業団（私学経営相談センター）及び公認会計士に相談し適切な指導を受け処理をしている。
- ・ 予算編成については、基本方針に基づいて事業計画を作成し、学校法人会計基準に準拠した予算編成を行い、会計処理を行っている。
- ・ 予算編成の基本方針については、毎年 10 月の「予算委員会」で協議され「運営理事

会」で決定し、各部門に伝達される。そして1月に部門ごとの事業計画・予算案が作成され、法人本部と調整し、法人全体の事業計画・予算案が編成される。その後、「予算委員会」「運営理事会」で審議を重ね、3月の「評議員会」「理事会」の承認を経て、事業計画と予算が成立する。

- ・各部門及び各部署は、全ての予算執行において、「稟議取扱い規程」に基づき執行額が10万円未満の場合は、「支出承認書」を起案し所属長の決裁を経て、10万円以上の場合は、「物品購入稟議書（稟議書）」を起案し常務理事または理事長の決裁を経て、その後に法人本部財務部において証憑等のチェックを行った上で、伝票を起票している。
- ・予算の執行状況は、各部門で管理すると共に毎月開催される「事務連絡会」で法人本部財務部より開催日の前月末の実績表と開催日現在の「稟議書」及び「支出承認書起案」ベースの予算差引一覧表を各部門に配付し、進捗状況を明確にしている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・会計監査については、外部監査と内部監査がある。外部監査は、公認会計士の監査責任者1人と監査補助者（公認会計士）4人により、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき、毎年8月から翌年5月にかけて20日以上 の監査が実施されている。
- ・内部監査は、「監事監査規程」を設け「監査計画書」に基づき学外監事2人が、決算時期及び年間3回程度、学園を訪問し、監査を実施している。また監事監査実施時に公認会計士による監査状況の説明及び意見交換を行うために監事と公認会計士及び学園側職員で連携会議を実施している。
- ・両監査の範囲は計算書類、すなわち、「資金収支計算書」（人件費支出内訳表を含む）、「消費収支計算書及び貸借対照表」（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）、及び関連の元帳、証憑書類、評議員会議事録、理事会議事録等である。更に法人の業務全般及び財産の状況に関しても監査を実施している。

(2) 3-7の自己評価

- ・会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、会計監査については、私立学校法及び私立学校振興助成法に準拠して適正に実施している。
- ・財務情報の公開において「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」について「決算概要」を付して決算内容が分かりやすくなるように努めている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も学校法人会計基準に準拠し、安定した財政基盤を築くべく、会計処理を実施する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

(1) 4-1 の事実の説明

4-1-① 大学の個性・特色に即した自己点検・評価項目の設定

- ・自己評価項目については、「大学自己点検・評価規程」（基準 4 において以下、「規程」という。）第 6 条において、1) 教育活動、2) 研究活動、3) 大学の在り方、4) 大学管理・運営の 4 分野、及び当該年度の重点項目について、「自己点検・評価委員会（大学）」（基準 4 において以下、「委員会」という。）の下に設置される個別委員会がそれぞれの所轄する分野の自己評価項目案を作成し、委員会がそれを決定することとしている。
- ・しかしながら、認証評価機関による評価（以下、「認証評価」という。）の受審が義務化となり、各認証評価機関において明確な評価基準や評価項目、評価の視点が提示されている。これに伴い、本学においても次期の認証評価の受審も視野に入れつつ、高等教育機関としての標準的な評価基準に基づいた自己点検・評価を実施するため、平成 23 年度については主に、財団法人日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）の評価基準を準用している。
- ・評価機構の規定 4 基準のほかに、本学の教育研究活動の中で特色として位置づけられる「社会貢献」と「豊かな人間性の育成」を、本学独自の自己点検・評価項目として設定している。「社会貢献」では、「地域貢献・ボランティア活動・産学官連携・教育研究成果の還元」を領域とし、各項目における本学の体制や運用方法、活動状況等について、自己点検・評価項目を設定した。また、「豊かな人間性の育成」については、「豊かな人間性の育成に向けた取り組みの適切性・有効性」を領域とし、到達目標の明確性や運営基盤、実践状況や体制等について、自己点検・評価項目を設定した。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

- ・本学では常設で委員会を設置しており、構成メンバーは学長、学部長を固定委員として、その他に学長指名で副学長、学科長、事務局長、事務局次長を配置し、大学における教学面と管理・運営面の総合的な自己点検・評価を展開できる体制を整備している。
- ・規程第 5 条では、本学において自己点検・評価を実施するにあたり、委員会の下に 1) 教育活動、2) 研究活動、3) 大学の在り方、4) 大学管理・運営の 4 分野について、それぞれ個別委員会を置くことができると規定している。各分野の自己点検・評価は委員会の監督のもと、各個別委員会が所轄事項に係わる自己点検・評価の実施方法、自己評価項目の検討、及びその実施を担い、最終的に委員会が各個別委員会から提出される結果報告を踏まえて、大学全体としての自己点検・評価を取りまとめる。しかしながら、評価機構の評価基準を採用したことにより、規程変更を視野に入れつつ、平成 23 年度については独自の体制を整備して運営している。

- ・平成 23 年度の実施体制を詳述すると、評価機構の評価基準に対応させてワーキンググループを編成し、委員会の監督のもと、それぞれワーキンググループが各担当項目の自己点検・評価を行い、結果を報告書として委員会に提出する。各ワーキンググループが実施した自己点検・評価結果の適正については、各学科の学科長・教務主任・学生支援担当教員（大学院については各専攻の教務・学生係）及び事務局次長から成る臨時の「大学自己点検・評価実行委員会」（基準 4 において以下、「実行委員会」という。）を編成し、その内容の点検を行う。実行委員会の点検を経た自己点検・評価結果は最終的に、委員会によって内容の審査が行われ、その後「大学評議会」での審議を経て大学全体としての自己点検・評価報告書とする。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

- ・規程 7 条では、「3 年ごとに大学全体としての自己評価結果を報告書としてまとめる」と規定している。本学では、評価機構における認証評価の受審に合わせ、平成 20 年度に初めて全学的な自己点検・評価を実施した。そして、本規程に則り、前回実施より起算して 3 年後にあたる平成 23 年度に再度、全学的な自己点検・評価を実施している。
- ・この他に、毎年度作成している『年次報告書』において、その年度の業務報告と併せて自己点検・評価を実施する機会を毎年度設けている。

(2) 4-1 の自己評価

- ・学内規程に沿った体制での運用はできていない。しかしながら、規程にある体制ではなく、基準項目に合わせた機動的なワーキンググループ制を採用したことは、自己点検・評価の運営に際して機能的に働いていると評価できる。但し、ワーキンググループの運営について、より効率的で円滑に運営するという観点に立てば、ワーキンググループの編成基準、人選、実施体制の徹底等について改善する余地が残されている。
- ・規程に定める自己評価項目の設定方法とは異なるものの、本学の教育研究活動の個性・特色と位置づける 2 項目について、その体制や運営状況等を点検・評価するための評価項目を設定できている。特に、基準 6 に設定した「豊かな人間性の育成」については、本学の基本理念に通ずる項目であり、本学の個性・特色に即した独自の評価項目であると言える。
- ・7 年以内に 1 度という認証評価の周期性を踏まえると、本学が規定する 3 年に 1 度という周期は、認証評価受審後から次の受審までの中間時期に再度、大学全体での自己点検・評価を実施する仕組みになっており、その周期は適切であると考えられる。また、より短期スパンでの自己点検・評価の実施の必要性については、毎年度作成する『年次報告書』を用いた自己点検・評価の実施で補完できている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己評価項目の設定方法や実施体制に係わる学内規程と現行運用の齟齬については、現行運用に合った形に規程を改正し、その齟齬を是正する。

- ・基準6に設定した「豊かな人間性の育成」の評価項目については、平成23年度の実施結果を踏まえ、自己点検・評価を行う際の定義付けや効果測定のための指標などについて再点検を行うことで、本学の独自の評価項目としての精度を更に高めていく。
- ・ワーキンググループの編制基準とワーキングメンバーの配置方法を見直し、委員会と各ワーキンググループの意思疎通を円滑に行えるよう体制を再考する。また、平成23年度は、自己点検・評価の実施に係る事前説明会を学科・部署等の役職のみに対して行っていたが、次回より全学的に実施し、実施体制及び運営方法の徹底を促す。

4-2 自己点検・評価の誠実性

(1) 4-2の事実の説明

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

- ・評価機構の評価基準を準用していることから、評価機構が例示する評価の根拠となる資料及びデータ編を事前に関係各部署等で収集・作成し、それを主なエビデンスとして本学の現状の点検及び評価を行っている。
- ・評価機構が例示する資料等がない事象を自己点検・評価結果として挙げる場合には、それを裏付けるエビデンス資料を必ず委員会へ提出するよう、義務づけている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

- ・自己点検・評価の実施に際しては、現状把握及びそれに付随する調査等を行い易くするため、各基準項目の担当者として当該項目に特に関係の深い教職員を複数名配置し、その担当者が前述した根拠資料やデータ編を基に、本学における活動の振り返りと必要に応じた現状把握のための調査を行っている。
- ・毎年度実施している『年次報告書』を用いた自己点検・評価では、巻末データとして本学の教育活動等の基礎データを収集している。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

- ・認証評価の受審に合わせて実施した平成20年度の自己点検・評価結果については、学内での共有を目的に、「自己評価報告書」として刊行したものを全教職員に配付した。平成23年度においても、「自己点検・評価報告書」を刊行し、全教職員に配付予定である。
- ・『年次報告書』を用いた自己点検・評価の結果については、『年次報告書』を刊行し、全教員、全部署へ配付、また、職員については希望者へ配付し、学内共有に努めている。
- ・社会への公表については、平成20年度の「自己評価報告書」全文と認証評価結果、並びに評価機構から受領した「評価報告書」を大学のホームページに公開し、本学の優れた点や改善を要する点、それらに対する改善・向上方策等も含めて、社会へ

公表している。平成 23 年度についても自己点検・評価が完了次第、その報告書をホームページへ掲載し、社会へ公表していく。

(2) 4-2 の自己評価

- ・データの収集・分析について、『年次報告書』での基礎データの蓄積は行っているものの分析までには至っておらず、これらのデータを大学経営や教育改善に結びつける工夫が必要である。
- ・各ワーキンググループでの自己点検・評価の実施、並びに委員会での内容審議のいずれにおいても、エビデンスに基づいて実施しており、学内で自己点検・評価を実施する際の透明性の確保に努めている。
- ・現状把握のための調査やデータ収集・分析等の実施は、各担当者の判断により行われているが、各基準項目の担当者には特に関係の深い者を配置していることもあり、自己点検・評価を行う際の現状把握に大きな問題は認められず、必要な調査等は実施できていると考えられる。
- ・自己点検・評価の結果に係わる学内での共有並びに社会への公表については、その目的を達成するための具体的な取り組みがなされている。特に、社会への公表については、本学の「自己評価報告書」の全文だけでなく、「評価報告書」等についても公表しており、本学の自己点検・評価結果を積極的に公表できている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・『年次報告書』の基礎データを含め、恒常的に収集していく資料・データ等については、それらを大学経営や教育改善に活用できるよう、IR の観点に基づき総合的な活用方法を検討する。
- ・現状の調査状況には問題は認められないが、今後の自己点検・評価で調査・分析等が円滑に行えるよう、各学科・部署等において関連資料・データの恒常的な収集・蓄積を進めていく。
- ・自己点検・評価の結果に係わる学内共有をより促進させるため、後述する自己点検・評価結果の活用に向けた取り組みと絡めて、学内の自己点検・評価に対する意識の向上を図っていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

(1) 4-3 の事実の説明

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための経営サイクル（PDCA）の仕組みの確立

- ・平成 20 年度の全学的な自己点検・評価や毎年度実施している『年次報告書』を用いた自己点検・評価では、それぞれの項目に対する今後の取り組み計画（改善・向上方策）を検討し、その実践に努めている。しかし、その後の実践状況や取り組みの進捗状況等をフォローするための点検・評価の機会は設けていない。

- ・但し、平成 23 年度の自己点検・評価においては、平成 20 年度の認証評価時に意見がついた項目に関して、その取り組み状況や改善状況等を必須で点検・評価することとしている。

(2) 4-3 の自己評価

- ・自己点検・評価で策定した改善・向上方策全般について、その後の実践状況や進捗状況の点検が行われていないため、結果の活用に向けた PDCA サイクルが確立されているとは言えない。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・前回の全学的な自己点検・評価、並びに前年度の『年次報告書』を用いた自己点検・評価で策定した改善・向上方策の取り組み状況等について、委員会で毎年度確認を行い、計画を実践につなげられる体制を構築する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 社会貢献

A-1 地域貢献

(1) A-1 の事実の説明

A-1-① 社会及び地域との連携・協力に関する方針を定め、支援体制が整備されているか。

<地域支援交流センター>

・本学では平成 16 年に「地域支援交流センター」を設置し、地域社会との交流の中で様々な教育実践活動を展開してきた。「地域支援交流センター」は本学の地域支援の窓口としての役割を担い、地域支援プログラムの企画・実施を担当するほか、連携協力の協定を管轄する部署でもある。

<心理・教育相談センター>

・「心理・教育相談センター」では、乳幼児期から老年期層までの幅広い年齢層を対象に心理臨床・相談活動を行っている。平成 22 年度の年間総ケース及びセッション数は 194 ケース、1504 セッションであった。相談内容は乳幼児期から児童期は発達相談、児童期から思春期は不登校・問題行動の相談、思春期後期から成人期にかけては性格や身体症状・対人関係の相談が多く幅広い年代層が来談している。また、「心理・教育相談センター」は地域福祉に貢献するために臨床機関として地域と連携し「子育て上手の心理学」(ペアレント・トレーニング;年 2 回)、「発達チェック」(発達検査と相談)、「学齢期家庭教育面談会」(小学生の発達相談)、「家族支援を学ぼう」(家族支援を担当する地域の専門家を対象とした家族アセスメントの講習会)、「卒業生を対象とした事例検討会」など、各種研修会を近隣住民や修了生に向けて開催している。

<EAP 研究所>

・「EAP(Employee Assistance Program)研究所」は、勤労者の心身の健康増進、パフォーマンスの向上、個人及び組織の発展に寄与することを目的に、①EAP 活動、②復職支援プログラム、③企業における健康づくりイベントを実施している。当研究所は日本 EAP 協会事務局を担当しフォーラムを開催するなどしており、EAP の研究活動成果は広く社会に還元されている。

A-1-② 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

・本学と柏原市は平成 17 年度に連携協定に関する協定を締結し、平成 17 年度より双方の各部署と個別に行われていた連携を包括的に把握し発展させていくための意見交換会を定期的で開催することとした。以下に本学「地域支援交流センター」が管轄するプログラムの概要を示す。

①学校・園等支援プログラム

柏原市教育委員会を通して、柏原市内 11 の学校・園に学生を派遣し、放課後補充

学習支援（スタディ・アフター・スクール事業）、学習支援、遊び指導、プール指導、保育補助などの支援活動を行った。不登校児童や特別支援対象児など個別対応が必要な児童・生徒への支援は、本学教員が学生への指導や助言を行っている。

②柏原市地域子育て支援拠点事業「ほっとステーション」の運営支援

「地域支援交流センター子育て支援プログラム」として、平成19年の開設当初より子育てひろば「ほっとステーション」の運営を支援している。支援内容は、①学生ボランティアの派遣（延べ150名）、②運営委員会アドバイザーに本学教職員を派遣、③子育て講演会の開催、④行事等の開催支援である。

③「柏原市シニア大学講座」への講師派遣

平成10年度から毎年、柏原市社会福祉協議会主催の柏原市シニア大学講座に講師2人を派遣している。毎年の受講者は2回延べ200人を超えている。

④「柏原市民総合フェスティバル」への参加・協力

平成21年度から、柏原市内の産官学が共同開催する「柏原市民総合フェスティバル」に学園全体で参加、協力している。

⑤「柏原市健康ウォーク事業」への参加・協力

平成22年度から、フォーラムにおいて市民を対象にブースを出展するなど、教職員・学生と共に参加、協力している。

・平成23年度現在、本学と「連携協力に関する協定書」を締結している教育委員会は柏原市、大阪府、藤井寺市、羽曳野市、八尾市、京都市である。

①オープン講座「教職員研修会」

平成15年度から、大阪府教育センターの要請を受けて、公立高校、小中学校、支援学校、幼稚園の教員を対象とする教職員用オープン講座事業に参画した。本学では、地域、公私立を限定せず幅広く教職員を対象に講座を開講している。毎年6講座の開講で、受講者は毎年度延べ数百人の参加があり、毎年盛況である。研修会のテーマは受講者へのニーズ調査の結果も取り入れて企画している。

②高大連携講座「特別聴講制度」

本学は平成15年度より高大連携講座「特別聴講制度」を設け、高校生が大学の講義を聴講できるようにしている。近年は時間割の都合もあり受け入れがない。

A-1-③ 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献しているか。

・本学の専任教員がその専門性を活かして個別に行っている社会及び地域への支援・貢献活動は、次に示す4つの領域にわたる。

①審議会、委員会及びその他さまざまな機関から委嘱されている役職

行政機関の各種審議会、委員会等における委員・助言指導者、NPO法人や社会福祉法人の理事・顧問・評議員など

②単発的に開催される講演会、研修会、研究会等における講師、助言者、コーディネーター等としての活動

③研究・臨床等の実践活動

例えば、高齢者見守りシステム研究、運動プログラム指導、子ども居場所事業、地域子ども教室など、教員の実践研究・プログラム開発等と関連した活動、あ

るいはスクールカウンセラー等の臨床活動など。

④カリキュラムとは別に行われる学生を伴った地域ボランティア活動、学生ボランティアの派遣

- a. 福祉施設、学校・園、支援機関等への学生ボランティアの長期の継続派遣
 - b. 福祉施設等のキャンプや祭りなど単発行事への学生ボランティア派遣
 - c. 教員が学生を補助やボランティアとして引率・指導
- ・「学生支援センター」では、近隣の社会福祉協議会や福祉施設、学校園等からの学生ボランティアの募集を受付け、学生に向けて掲示している。
 - ・学内公認ボランティアサークルは5グループあり、各サークルが独自に地域とつながりを持って活動を展開している。

(2) A-1 の自己評価

- ・大学開設以来築いた社会連携は、体制作りをしながらの地域連携であった。歴史の浅さにも拘らず、専門分野の教員が地域の福祉や教育行政に深く関与し、また学生の力を動員し、福祉の大学として人的にも物的にも地域に根ざした成果をあげている。とりわけ柏原市との連携協力は、「ほっとステーション支援プログラム」や「シニア大学」「柏原市民総合フェスティバル」「健康ウォーク」など、年々充実してきている。市の行政と大学が協働してまちづくりを行う組織的な体制の構築が整ってきたためと言えよう。
- ・学校・園等支援プログラムは年々内容も充実し参加学生数も増えている。大学院生もボランティアとして参加し、大学教員に加えて現場のスクールカウンセラーや教師との連携指導のもと、学生は家庭訪問や個別面接を含む継続的な支援を行っている。定期的なケースカンファレンスなど派遣後のサポートを大学教員が行うため、学生にとってもよい教育体験であり、教育現場では信頼のおけるボランティアとして評価が高い。
- ・本学が「教職員研修会」で開講している科目は、福祉、心理、健康、栄養といった本学の専門性が十分に活かされたテーマ設定のため、受講者が多く評価が高い。特に、特別支援担当の教員の参加が多い。
- ・大学の2つの附属研究機関である「心理・教育相談センター」と「EAP 研究所」の活動は、現代社会のニーズにあった社会貢献活動であり、本学の教育・研究の成果を忌憚なく発揮する機関でもある。「心理・教育相談センター」は開所以来の総ケース数が約1,700、総セッション数約10,800回を数えるほどの盛況ぶりで、心理相談一般から発達障害児の療育まで心理臨床の地域の拠点として機能しつつある。「EAP 研究所」も現代社会のニーズに適った先駆的な領域の研究所として、産官学連携を展開しながら大いに社会貢献活動を行っている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・柏原市は本学のほかにも大阪教育大学が位置し、柏原市と本学ならびに大阪教育大学との連携は、多方面に亘り今後もより一層の協力体制を展開していくことになると予想される。地域における本学への期待に対して、本学の特色が十分に発揮され

うる本学ならではの地域貢献を模索し推進していくことが「地域支援交流センター」の責務と言えるであろう。

- ・ 今後は新学部の地域貢献活動も始動するため、学内においても活発に意見交換を行い本学が一丸となり連携を強化していくことが望まれる。また、柏原市にとどまらず大学コンソーシアム大阪など学外の機関や企業、NPO などとの連携も視野に入れ福祉科学を標榜する本学独自の地域貢献を展開していくことが望まれる。

A-2 大学間連携及び産学官連携

(1) A-2 の事実の説明

A-2-① 企業、他大学、及び行政機関との連携に関する方針を定め、適切に運用しているか。

- ・ 学外実習を伴う授業は、実習先（企業、社会福祉法人、医療法人等団体）との連携について、各実習委員会（「福祉実習委員会」「養護・看護実習委員会」「栄養実習委員会」「心理臨床学専攻実習委員会」）規程に基づき、各実習委員会で諮られ適切に運用している。
- ・ 他大学との単位互換は、大学コンソーシアムの単位互換事業に参加し、大学コンソーシアムで定めるスキームに従って適切に運用している。毎年の本学からの提供科目は、「教務委員会」で諮り教授会に報告している。
- ・ 個別の大学との連携は、目的に応じ個別協定を締結し適切に運用している。
- ・ 「利益相反マネジメント規程」に産学連携活動における利益相反の方針を定め、「利益相反マネジメント委員会」において産学連携活動における利益相反を適正に管理している。
- ・ 「EAP 研究所」は平成 16 年 6 月、大学として日本初の EAP の実践的研究をテーマとして掲げ、EAP 研究所が開設された。開設と同時に、医療法人あけぼの会との産学医連携を果たし、連携による EAP サービスの実施、大学院生を対象とした高度専門職業人養成、社会人を対象としたメンタルヘルス推進担当者養成、組織の活性化、勤労者のメンタルヘルス教育、復職支援プログラムの提供を行い、大学としてのアカデミズムに留まらない社会貢献を推進している。医療法人あけぼの会との連携にあたっては、産学医連携にともなう「EAP 研究所」の設置、運営に関する基本的事項について覚書を締結した。本覚書は、毎年内容について双方協議し更新している。さらに、「EAP 研究所運営委員会」に医療法人あけぼの会の管理者を委員として委嘱し、委員会活動を通じて双方が情報共有し適切な判断のもと「EAP 研究所」の運営が行われている。

A-2-② 教育研究上において、企業、他大学、及び行政機関との適切な関係が構築されているか。

- ・ 学外実習に関しては、本学では、社会福祉学科が平成 11 年より臨地実習を開始した。教員と実習受け入れ機関・施設との意見交換会を開催し、よりよい実習体制のあり

方について意見を聴取しながら、特定の施設と実習計画やアセスメント等を継続的に行っている。

- ・各学外実習機関・施設へは、担当教員が必ず訪問し適切な関係を構築している。
- ・他大学との連携に関しては、「大学コンソーシアム大阪」と「南大阪地域大学コンソーシアム」に加盟し、大学間で単位互換事業を行っている。
- ・「大学コンソーシアム大阪」の単位互換事業は、平成 18 年 2 月 1 日に会員 30 大学が参加して「単位互換に関する包括協定」を締結し、平成 18 年度から単位互換事業を始めている（平成 23 年度は 36 大学）。事業は、各大学の授業を提供するオンキャンパス科目とコンソーシアムの専用教室（キャンパスポート大阪）等で開講されるセンター科目からなっているが、本学はオンキャンパス科目 6 科目を提供している。
- ・「南大阪地域大学コンソーシアム」の単位互換事業は、加盟 15 大学・短期大学間で単位互換を行うもので、本学は同じく 6 科目を提供している。
- ・小学校教諭免許取得を希望する学生のニーズに応えるため、平成 19 年 11 月 6 日に佛教大学と「小学校教員免許状履修課程に関する協定」を締結し、平成 20 年度以降の社会福祉学科、臨床心理学科、健康科学科の入学生で所定の条件を満たした学生は、佛教大学通信教育課程を利用することにより在学期間中（2 年次から 3 年間）に小学校教諭一種免許状の取得が可能となっている。
- ・一般企業との共同研究は平成 22 年度 2 件、平成 23 年度は 1 件の実績があり、業務委託は平成 22 年度に 1 件の実績がある。
- ・一般企業からの研究を目的とする寄附金の受入実績は平成 22 年度 2 件、平成 23 年度 2 件である。
- ・公的研究費において、本学の研究者と他大学・研究機関の研究者が共同で研究を実施している。
- ・EAP 研究所に関しては、開設時より大学院心理臨床学専攻の臨床実習の場となっている。本学教員と医療法人あけぼの会の医師・臨床心理士がそれぞれ専門の立場から大学院生の指導を行っている。さらに、平成 21 年度より社会人を対象とし、3 コースからなる「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座」を医療法人あけぼの会との共催で開講している。今年度は基礎コースが 7 月 22・23 日、アドバンスコースが 10 月 7・8 日に開催され、産業保健スタッフコースが平成 24 年 2 月 3・4 日に開催予定である。これらの社会人向け教育プログラムを「メンタルヘルス推進者育成プログラム」として体系づけ、平成 23 年 9 月から受講時間に応じて、認定メンタルヘルス推進担当者、メンタルヘルス推進マネージャー（初級、中級、上級）の 2 種類の資格を付与する制度を開始した。
- ・「EAP 研究所」の研究では、医療法人あけぼの会との連携により実施している復職支援プログラムのカリキュラム開発と効果評価研究が精力的に行われている。今年度は、ホースセラピー及び集団認知行動療法の効果評価研究が進行中である。これらの研究成果は、専門誌及び「EAP 研究所紀要」に掲載されるほか、学会等で発表される予定である。さらに、「現代型うつ病」などとして若年労働者のメンタルヘルス不調が注目されているが、EAP を利用した若年労働者の相談傾向、問題の特徴と背景を分析し、それらへの効果的な対策を検討している。その成果の一部は、「EAP 研

研究所」主催第6回「こころの健康と経営戦略」フォーラム（11月5日開催）にて発表される。

(2) A-2の自己評価

- ・学外実習に関しては、社会福祉学科では、実習機関との継続的な協議を基にモデルを作成したことにより、大学と実習先が相互の理解を深め、実習教育の効果が高められている。
- ・学外実習先への担当教員の訪問は徹底している。
- ・他大学との連携に関しては、大学コンソーシアムの単位互換では、本学で提供できない科目を学生に提供でき、また福祉系専門大学として特色ある科目を他大学に提供できているが、送り出し・受入れとも少ない現状にあり、特に送り出しが毎年0名～3名程度と少ない。周知勧奨方法にも改善の余地が大きい。
- ・佛教大学との協定は、制度の設置以来利用者が無い。
- ・産学連携活動における利益相反は、「利益相反マネジメント委員会」において審議し、適正に管理できており、産学連携活動において適切な関係が構築されている。
- ・「EAP 研究所」の産学医連携によるEAP活動、教育・研究活動は、双方の特色がよく活かされ、シナジー効果をもたらしている。特に、産学医連携の利点が活かされている復職支援プログラムは、90%を超える参加者が円滑に復職を果たし、着実に実績を積んでいる。
- ・教育に関して、大学院生及び社会人を対象とした教育プログラムは充実しているが、学部学生対象のものが未開発である。

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・学外実習に関しては、配属実習の内容を検討するには、現場と大学との協働が欠かせない。本学では、実習モデルを現場との協力で作成したが、これらのモデルそのものが、大学と現場との密接な連携なしには実施され得ない内容のものである。従って、モデルを広く実施するために、大学と実習先の連携を更に深めていく。
- ・学生の多様性を踏まえた、よりきめ細やかな事前指導等の充実・改善が常に必要である。
- ・他大学との連携に関しては、「大学コンソーシアム大阪」の単位互換事業は、平成20年度より大阪都心に専用の講義室が設置され、利用環境が向上していることから、学生に対しより積極的に履修勧奨を行い、大阪に位置する本学の利点を活かしていく。特に、センター科目は、企業経営者団体の寄附講座は単独の大学では開設不可能な内容であり、また行政とも連携したフィールドワークを取り入れた授業なども開設されており、利用の意義は大きい。学科の方針として教員から受講勧奨を積極的に行うことも必要である。
- ・佛教大学との協定は、制度の設置以来利用者が無く、継続の可否を含めて今後の検討課題である。
- ・大学間連携及び産学連携活動は、支援する専任教職員を配置し、さらなる連携を

目指していくことが課題である。

- ・「EAP 研究所」は学部学生むけの教育プログラムとして、健康科学科産業保健コースの学生を対象とした実習（復職支援プログラム陪席、復職支援プログラム参加者への健康教育の企画実施）を次年度実施できるよう計画する。
- ・研究費に関しては、外部資金の獲得を積極的に行い双方の経済的負担を軽減する。

A-3 教育研究成果の還元

(1) A-3 の事実の説明

A-3-① 公開講座、リフレッシュ教育など、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

1) 公開講座

- ・平成 14 年度より、公開講座を年 1 回シリーズで開催している。各回は担当学科を決め、テーマ設定、運営を学科単位で行っている。第 9 回目の平成 23 年度は、リハビリテーション学科が担当し、「ウォーキングの効果と方法 あなたの知らないウソ・ホント」を統一テーマとして 3 講を開講し、本学教員による講演のほか、ウォーキングの実技も実施した。
- ・講演内容を中心に冊子にまとめ、受講者や他大学等に配付している。

2) オープン講座「教職員研修会」

- ・平成 15 年度から、大阪府教育センターの要請を受けて、公立高校、小中学校、支援学校、幼稚園の教員を対象とする教職員用オープン講座事業に参画した。本学では、地域、公私立を限定せず幅広く教職員を対象に講座を開講している。毎年 6 講座の開講で、受講者は毎年度延べ数百人の参加があり盛況である。研修会のテーマは、受講者へのニーズ調査の結果も取り入れて企画している。

3) 教員免許状更新講習

- ・平成 21 年度より、教員免許状更新講習を開催している。受講者は平成 21 年度延べ 162 人、平成 22 年度延べ 224 人、平成 23 年度延べ 329 人であった。
- ・平成 22 年度からは、無料での講習開催としたことから、募集期間初日に申し込み件数が定員に達するほど盛況であった。講習は「心とカウンセリング」「ストレスと健康」「食育と学校」と本学における教育内容を活かしたテーマとなっている。また、受講者に対し事前アンケートを実施することで、ニーズに即した講習を開催している。

4) シニア大学講座

- ・平成 10 年度から毎年、柏原市社会福祉協議会（平成 17 年までは柏原市健康福祉部）主催の柏原市シニア大学講座に講師 2 人を派遣している。平成 23 年度は「高齢者の健康づくり—脳の健康—」と、「高齢者の食事と健康」をテーマとし、受講者は延べ 200 人を超えている。

5) 健康ウォーク

- ・平成 22 年度から、柏原市、NPO、大阪教育大学、本学が協同し、健康増進事業「健

康ウォーク」を実施しており、イベントのなかで栄養相談やリハビリテーションのブースを設けている。

6) EAP 研究所「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座」

- ・平成 21 年度より社会人を対象とし、「基礎」「アドバンスト」「産業保健スタッフ」の 3 コースからなる「事業場内メンタルヘルス推進担当者養成講座」を医療法人あけぼの会との共催で開講している。

7) EAP 研究所「こころの健康と経営戦略」フォーラム

- ・EAP 研究所主催で年 1 回フォーラムを開催している。

A-3-② 教育研究成果を適切に社会に公表しているか。

- ・大学ホームページの教員紹介ページにおいて、各教員の教育・研究実績を公開している。また、「大学案内」では、卒業生が本学で学んだことを活かして社会で活躍している様子を紹介している。
- ・学位論文要旨・審査結果要旨をホームページに掲載し、広く社会に公表している。
- ・学位論文は、図書館で保管し閲覧希望に応える体制を整えている。
- ・本学教員の教育・研究成果を公表するため『関西福祉科学大学紀要』を年に 1 度発行している。なお紀要論文は電子化し国立情報学研究所の CiNii において全文を公開している。

(2) A-3 の自己評価

- ・各講座は、十分な準備を行い最新の研究成果をわかりやすく伝えるようにしている。また、テーマに工夫を凝らすなど、魅力を保ち続け集客できるよう運営している。
- ・公開講座、シニア大学講座、健康ウォークは、大学近隣からの参加者が多いため、各イベントでパンフレットの配布や紹介を行うなど相互に集客力が高まるように連携している。
- ・教員各個人の教育と研究の成果をホームページで公開している。
- ・学位論文の公表は、図書館と連携し、著作権対応のため「学位論文利用許諾」について確認している。
- ・紀要を電子化し、全文を公開している。また、学術研究誌としての精度を維持向上するため、学内査読を実施している。
- ・紀要以外の学術雑誌及び学会誌に掲載された論文、学位論文等の研究成果については、電子化し蓄積・保存・公開するに至っていない。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・講座やイベントが単発で終わらないように、継続した活動につなげていくような仕組み作りを検討中である。
- ・本学の知名度を向上させるために、広報の対象地域や方法をさらに工夫する。
- ・教員各個人の教育と研究の成果をホームページで公開しているが、公開情報が少ない教員もいるため、積極的に公開するよう仕向けていく。
- ・学位論文の web での公開は、今後の課題である。

- ・ 紀要以外の教育研究成果物は、必要に応じて公開する体制を整える。

基準 B. 豊かな人間性の育成

B-1 豊かな人間性の育成に向けた取り組みの適切性

(1) B-1 の事実の説明

B-1-① 具体的な到達目標を明確に示しているか。

- ・本学園では、建学の精神「感恩」を具現化するため、学園教職員に対する「学園運営基本方針」を策定している。この内、豊かな人間性の育成に係る方針を次の通り明示し、学園教職員は学園の使命達成に向けてこの方針の下に業務を推進している。

こころ豊かな学風の確立、学校愛・母校愛の醸成

～高い志、笑顔、あいさつ、心優しいマナーの推進

目が輝き、夢が語り合える学園に～

- ・本学の教育目的・目標を次の通り定めており、本学における豊かな人間性の教育に係る達成目標を全学的に明示している。

福祉科学の知識・技術を体得し、建学の精神『感恩』に基づき、人の幸せを願う豊かなところで一人でも多くの人に明るい希望をもたらす福祉社会人の育成

～高い志、笑顔、あいさつ、優しさを大切にし、

臨床福祉の精神に支えられた福祉科学を実践する人材の育成

目を輝かせ夢を語り合える大学～

- ・本学の教育目的・目標に基づき、平成 23 年度の「事業計画」において「高い志（夢）、笑顔、あいさつ、優しさ」を本学の学風として位置付けており、これに係る取り組み施策として全学及び各学部・学科の具体的な目標項目をそれぞれ定め、各種会議やグループウェア（サイボウズ）等を活用して学内に明示している。

B-1-② 学内外に周知し、個性・特色ある教育として積極的に展開する基盤を整備しているか。

- ・学内への周知方法としてまず、教職員に対しては「学園運営基本方針」を毎年度配付しているほか、『玉手山学園広報』等の各種刊行物や、毎年 1 月に実施される全教職員を対象とした「理事長年頭所信表明」等において、「学園運営基本方針」の 1 つとして本学での豊かな人間性の育成に向けた方針について言及し、周知を図っている。

- ・学生に対しては、豊かな人間性の育成の一環として取り組んでいる「高い志（夢）、笑顔、あいさつ、優しさ」の涵養を目指した教育について、本学の教育目的・目標として「学生便覧」や各種刊行物に明示し周知している。

- ・学外に対しては、学園ホームページ上での「事業計画書」内の「学園運営基本方針」や『玉手山学園広報』の公表、並びに大学ホームページ上での教育目的・目標等の公表を通じ、豊かな人間性の育成に係る学園及び本学の方針や取り組みを公開している。

- ・豊かな人間性の育成を積極的に展開していくため、その一環として平成 23 年度「事業計画」の重点施策項目に定めている「学風の醸成、高揚」の項目担当者に学長、

学部長、学科長を指名し、全学レベル、学部レベル、学科レベルで推進できるよう
によう配慮している。

**B-1-③ 豊かな人間性を育成するための具体的な取り組みやプログラムを確立し、
実践しているか。**

・上述の通り、平成 23 年度「事業計画」の豊かな人間性の育成に関する目標項目では、
目標達成のための戦術として具体的に次のような取り組みを立案し、各学科や担当
部署が中心となって実践している。

a. 教職員の取り組み

- ① 会議・授業・学園内の日常での笑顔、あいさつ、夢を語る、優しさの実践
(教職員の率先実行)
- ② 新任教員研修会等の学内研修会において教育目的・目標や「事業計画」内
の本取り組みを共有

b. 学生に対する取り組み

- ① Fukka で出会った「高い志 (夢)、優しさ」Box の設置
- ② 授業アンケートを活用して笑顔、あいさつ、優しさに係る学生評価の実施
- ③ 学生歌の校内放送の実施
- ④ 新入生対象オリエンテーションや基礎演習、研究演習等の授業を通じて学
生へ伝達・実践・浸透を図る
- ⑤ マナーの涵養

・「高い志 (夢)、笑顔、あいさつ、優しさ」の涵養を通じた豊かな人間性の育成を本
学の個性・特色ある教育として更に根付かせるため、平成 21 年度から平成 23 年度
の 3 年間に亘り、学内研究費を付与のうえ、学長指名による「笑顔、挨拶、心やさ
しいマナー運動展開と学内気風の醸成・変化について」と題した特定指名研究を展
開している。本研究は、本学並びに本学園が設置する関西女子短期大学の専任教員
7 名 (平成 23 年度年度のみ退職に伴い 5 名) により構成されており、「笑顔、あい
さつ、心やさしいマナー」に対する学問的研究や運動実践とその過程についての分
析的研究、学内気風の醸成に係る学問的研究等を行っている。

(2) B-1 の自己評価

・学園の方針や大学の教育目的・目標としてマクロレベルでの到達目標は一貫して設
定・明示されており、本学が育成を目指す「豊かな人間性」の対象も「高い志 (夢)」、
「笑顔」「あいさつ」「優しさ/心優しいマナー」「目を輝かせ夢を語り合える大学」
等、具体的に明示されている。但し、これらの具体的な到達レベル (状態、数値等)
の策定には至っていない。

・「事業計画」の PDCA サイクルを用いた運営体制や学長指名による特定指名研究の設
定等、積極的に展開するための基盤は整備できており、各種プログラムや研究も推
進している。

・教職員への周知については、「事業計画」の実践過程や各種行事等での機会を活用し
て日常的な周知、共有、実践に努められている。しかしながら、学生や学外へ対し

ては、「事業計画」や教育目的・目標の一部としての公表に留まっており、「豊かな人間性の育成」を本学の個性・特色ある教育として積極的に周知できているとは言い難い。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生が修得すべき「豊かな人間性の育成」による学修の成果について、「高い志（夢）」「笑顔」「あいさつ」「優しさ／心優しいマナー」「目を輝かせ夢を語り合える大学」の項目ごとに、到達を目指す具体的レベルを全学的、または学部・学科ごとに検討する。
- ・学生や保護者、社会に対して、本学における「豊かな人間性の育成」の位置付けを明確に表明するとともに、『玉手山学園広報』等の各種刊行物やホームページにおいて、その具体的な取り組みを積極的に取り上げるなどして周知を促していく。

B-2 豊かな人間性の育成に向けた取り組みの有効性

(1) B-2 の事実の説明

B-2-① 教職員の理解と支持が得られているか。

- ・「執行部会」や「大学評議会」等の重要会議では幹部教職員が、また月例の「事務局朝礼」では全職員が大学の基本理念を唱和し、本学における「豊かな人間性の育成」の位置付けについて理解を図っている。
- ・教員については、各学部長・学科長が中心となり、「事業計画」中の豊かな人間性の育成に関する目標項目と達成のための「戦術」を理解し、日々の教育においてその実践に努めている。
- ・職員については、本学における「豊かな人間性の育成」を担う一端として、各自が日々の中で「高い志（夢）、笑顔、あいさつ、優しさ」の実践に意識的に取り組み、その取り組み状況について業務日報にチェック欄を設けて点検している。

B-2-② 到達目標の達成状況を評価し、改善につなげる体制が整備されているか。

- ・「事業計画」で目標項目として挙げている「豊かな人間性の育成」に関する各施策については、「事業計画」の「進捗フォロー表」を活用しながら、期初での施策策定、期中での中間報告、期末での最終総括を各担当者に課して、年間にわたる実施状況を評価し、その目標を円滑に遂行できるよう運営状況を管理している。
- ・次年度の「豊かな人間性の育成」に関する「事業計画」の目標項目は、前年度の当該目標及び施策の実施状況や改善点等を踏まえながら、改善・発展を視野に入れ設定している。

(2) B-2 の自己評価

- ・B-1 で言及した通り、「豊かな人間性の育成」に対する到達目標は、マクロレベルでは設定されているものの、より具体的な到達レベル（状態、数値等）の策定には

至っていないため、詳細な到達状況は評価できる状態になっていない。

- ・「事業計画」で設定する目標項目の達成状況の評価については、PDCA サイクルを用いて評価から改善につなげるサイクルが確立されているが、各施策の達成目標が具体的な状態や数値等を用いて定められていないため、目標の到達状況が測れていない。

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「豊かな人間性の育成」に対する具体的な到達レベルを策定のうえ、それに沿った到達状況の評価方法を検討していく。
- ・「事業計画」の目標設定の際には、可能な限り到達状況の評価できるよう、具体的な数値等を提示しながら設定する。